

令和2年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和2年12月11日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第66号議案 幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第67号議案 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第68号議案 幸田町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 第69号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
- 第70号議案 幸田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第71号議案 幸田町住民広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第72号議案 幸田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 第73号議案 幸田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 第74号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
- 第75号議案 幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第76号議案 幸田町新型コロナウイルス感染症対策条例の制定について
- 第77号議案 幸田町都市施設整備基金条例の一部改正について
- 第78号議案 幸田町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例等の一部改正について
- 第79号議案 財産の取得について（GIGAスクールPC その2）
- 第80号議案 字の区域の設定及び変更について
- 第81号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）
- 第82号議案 指定管理者の指定について（幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザ）
- 第83号議案 令和2年度幸田町一般会計補正予算（第6号）
- 第84号議案 令和2年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君 2番 石 原 昇 君 3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君 5番 伊 澤 伸 一 君 6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君 8番 藤 江 徹 君 9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦 あ き ら 君 11番 都 築 一 三 君 12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君 15番 丸 山 千 代 子 君 16番 稲 吉 照 夫 君
欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君 副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君 企 画 部 長 藪 田 芳 秀 君
参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君 総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君 住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健康福祉部長 林 保 克 君 環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
建 設 部 長 羽 根 洸 関 志 君 教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上下水道部長 太 田 義 裕 君 消 防 長 都 築 幹 浩 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しを頂きましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、13番 笹野康男君、15番 丸山千代子君の御両名を指名します。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第66号議案から第84号議案までの19件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第66号議案の質疑を行います。

9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 幸田町の会計年度任用職員の条例の一部改正であります。この条例の改正の必要性ということであります。

まず、防災専門員を採用するための改正だと思いますが、この防災専門員の必要性、それからこの職務の内容や所属はどういうところになるかなどの説明をお願いしたいと思います。

また、給料の設定がなされておりますけれども、この給料を見ますと、保育士よりも高く設定をされております。防災専門職というのは、どのような専門性のある資格を持ってみえる方なのか、保育士よりも高く設定するのが妥当であるのかなどについて説明をいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回、条例を改正の上で職種の新設をお願いいたしますのは、防災専門員という職でございます。この職につきましては、地域防災マネージャーの証明を有する防災行政実務経験者を雇用するものでございます。

地域防災マネージャーと申しますのは、地方公共団体等において、専門的知見を有する防災担当職員の確保を目的に、内閣府が平成24年9月に防災基本計画を改正し、その位置づけを証明するものであり、警察、消防、海上保安庁、自衛隊等の一定以上の職にあり、かつ防災行政や災害派遣で一定の実務経験がある者が対象となります。そして、その結果としては、退職自衛官が主たる該当者となっており、本町におきましてもおのずとそうなるかと思われま。

本町におきます防災・災害対応業務は、総務防災安全課の職員、今は私ども事務屋が担っておりますが、前々から、大規模な災害など緊急事態の発生時に迅速・的確な意思決定とその対応を取る上で、高い専門性を有し、私どもを支えてくれるその道の人材確保の必要性を感じておりました。

その職務といたしましては、災害対策におけるマネジメント支援、具体的に平時にお

きましては、防災行政での実務経験を生かした防災計画や業務継続計画等のより効果的な対応策の検討、備えや、地区防災訓練でのより実践的な指導、災害時におきましては、災害対策本部での具体的な対応や関係行政機関等への支援要請や連携、協力等のマネジメント支援を期待するものであります。

所属につきましては、フルタイム会計年度任用職員として、総務部長及び防災安全課長管理下の防災安全課であります。

続きまして、給料設定の根拠等でございますけれども、それにつきましては、県内市町での同様の職の給料月額を参考とさせていただきつつ、行政職給料表（一）、等級別基準職務表の2級、防災に関する相当の知識又は経験を必要とする職務という位置づけをさせていただきました。

資格要件につきましては、先ほど申し上げております、地域防災マネージャーの証明を有していることというのを大前提としております。

また、この給料の設定につきまして、保育士より高い設定とされているがいかがかということでございますが、私自身4年前まで9年間保育行政に携わっておりましたので、議員が保育士の職を重く捉えてくださることをとてもありがたく、うれしく思うわけでございますが、保育士と地域防災マネージャーを照らし合わせた場合に、その専門性や職責の重い軽いではなく、その職に対する需要と供給のバランス、希少価値からして相応の報酬を提示せざるを得ないということがあるかと思えます。よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 自衛官であった人を雇う予定ということでありましたが、自衛官の職務と行政の職務というのは、非常に異なっている職務だと思います。そういうことでカルチャーショックを起こされて、この職場になかなかなじめない、そういう危惧をされる方も見えます。この雇った専門性があるわけでありますので、うまく役場の職務に溶け込んでいただいて、力を発揮していただければ大変頼りになる存在になっていただけるかなというふうに思います。役場の職員は、人事異動で定期的に変わっていきますけど、こういう方はそこにずっと任期の間落ち着いていていただいて、給料表を見ますと10年ぐらいというふうな感じになりますけれども、指導していただけるということで大変期待をいたしております。したがって、役場としても、職場において、その辺のうまく人間関係を築いていっていただきたいというふうをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員に御提言いただきました、御期待に沿えるよう、優秀な人材の確保と役場に勤務する者としての育成に努めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 同じく防災専門員の資格、給料の号給、経験も加味されるのかと

いうことで通告をいたしました。

先ほどの答弁の中で、経験を有した退職自衛官を防災専門員として、またこの証明書を保持する者についてのものだというので分かりましたけれども、先ほどの給料表につきましては、やはり需要と供給のバランスで有資格者が少ないということで高いといえますか、給料月額にしては高い設定となっているわけですが、そこでお伺いをいたしますけれども、防災専門員につきましては何名ほど考えておられるのか。1人で全部いろいろなところを回られるのかということでございますが、その点についてもお聞きしたいと思います。

次に、同じくこの報酬額の改正でございますけれども、パートタイムの会計年度任用職員のそれぞれの人数、いわゆる少人数対応教員、通級指導教員、学級補助教員、日本語指導教員、養護教諭補助教員、この職種の現在の人数、そして、2級のこの時間額を引き上げる、いわゆる2,340円が2,940円、600円の引上げ、一気に引上げということでございますが、この上げることについての必要額をお答えいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回、雇用を予定しております防災専門員の人数でございますが、1人を予定しております。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） お尋ねの会計年度任用職員のそれぞれの人数ということでございまして、少人数対応教員につきましては9人、通級指導教員につきましては5人、学級補助教員につきましては2人、日本語指導教員につきましては2人、養護教諭補助教員につきましては1人で、合計で19人でございます。

今回報酬の改定を行いますが、今までにつきましては月額報酬で行ってまいりました。これを時給に改正するわけですが、その時給単価の根拠といたしまして、愛知県と同じく同種の業種、その学校内において同じ業務を行う先生方の単価が違うということで、その県単価に合わせる形での時給調整を行うことで公平性を保つことと考えております。これに対する影響額といたしましては、年間にいたしまして826万7,000円になります。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 防災専門職員は1人を予定ということでございますが、この確保、それから他市町村におきましてのそうした事例というのがあるのかお伺いをしたいというふうに思います。

また、地域防災マネージャーとしての職務があるわけですが、防災安全課の所属ということでございますけれども、それぞれ24時間テラス、ここの関わりというのをお尋ねしたいというふうに思います。24時間テラスの中では、名大で学んだ方が2人配置をされているわけですが、そこの違いというのはいかなるようになるのか、お尋ねしたいと思います。

パートタイムの会計年度任用職員の月額を時給単価に、そして県の単価に合わせるよ

ということでございます。やはり、同じ仕事をしながら、町の職員として働くのか、県の職員として働くのかということの違いというのは、それぞれ今までにもいろいろあったわけでございますけれども、この機会に県単価に合わせていくということは、やはり先生たちの意欲の問題にもつながるといふふうに思うわけであります。

そこで、お聞きをするわけでございますが、来年度から今度はタブレット端末が入って、タブレット教育が始まるわけでございます。そうしますと、例えばこのパートタイムの先生たちも講習等を受けながら教育にも当たるかなといふふうに思うんですけれども、そうしたときの必要額といえますか、時間給だけではなくて、やはりほかの、この方たちは時間によって働くわけでございますが、それ以上に研修等があると、その必要額というのは出てくるんですけれども、その辺のところもやはり補償をされていくのか。報酬とか研修とか、そういうことになった場合はその辺も見ていくのか、その辺についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、防災専門員に関わります他市の事例でございますが、私どもが把握している範囲で同様の、それぞれ市町によりましてその職名は異なりますけれども、地域防災マネージャーという証明を要した者の雇用の事例といたしましては、近隣では岡崎市、蒲郡市、西尾市、刈谷市というふうに伺っております。また、ちょっと離れた県内では、大府市、豊明市、美浜町、大治町等でも雇用の実績があるというふうに把握をしているところでございます。

それから、24時間安全テラスには、議員がおっしゃいましたように、現在、設立準備に当たっておりながら既に業務に当たっている職員が会計年度で2人、それから再任用が1人、3人いるわけでございます。そこの線引きというか、役割の違いというか、兼ね合的なことであるかと思えます。平時においては、そのようなほかの職員と一緒に、先ほども申し上げました事前の災害に備えた訓練だとか啓蒙だとか、そういう活動をするかと思えます。ただ、一個違うのは、今回採用を予定をいたします防災専門員というのは、本当に災害現場での経験を有する者というのが大前提。当然現場経験のある者を雇用するということですので、そこら辺の現場を経験した者の知見を生かしたより実践的な訓練なり、準備、対応等の御指導がいただけるものと期待をしております。

また、発災時におきましては、当然災害対策本部を私どもは設置をするわけでございますけれども、今までも今現在テラスにいる3人も、発災時対策本部設置時には本庁に来て、本部で控えておりました。本部に控えながら、主には現状の把握だとか情報提供ということを主にやっていたわけですが、今回の防災専門員というのは情報提供にとどまるのではなく、それを基に災対本部としてどういう判断をしていくべきかという判断をするに当たってのアドバイス等までできる者を雇用したいというふうに期待しているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今のパートタイム任用職員のタブレット端末の研修ですが、議員のおっしゃったとおり、研修しなければとても使えませんので、勤務時間中に研修できるように組んでいくつもりです。まだ組めていません。正規職員もやるわけですが、一

齊にしてしまうと授業がつぶれちゃいますので、順番を組んでやっていきますが、県の方もそれから町の方も同じ職種で働いてもらってますので、同じように研修を進めます。ただ、授業に支障がないように、研修の仕方は校長会と相談して進めていきます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今の教育長の同じパートタイムの教員の方々も研修を進めると言われたわけですが、時間内ということですが。時間内ということは、これは雇用の形態が決まっているわけですね、時間が。ですから、その時間内は、当然同じこの少人数ですとやっぱりその職に当たるわけですが。ですから、研修とか講習を受ける場合は、時間外でないとやれないというふうに思うわけですが、それは時間内で処理をしながらやっていくということですか。それとも、手当としてはつかないということですか、お伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今、全部私が決めているわけではないんですが、今も年に数回は時間内に集まっていただいて、大事な打合せをさせていただいています。これは学校にも伝えて、この時間は少人数あるいは日本語指導とこういう授業はできないということで学校の時間割のほうを変えていただいてやっていますので、そう何度も研修をすることじゃないので、それができたらありがたいなど。ただ、うまくいかなければ別に手当をつけてやるという手もあると思います。これはちょっとお金のことで行政の専門の方に聞きながら、それは進めてまいります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） このパートタイム任用職員の場合ですと、もうこれは決まっているんですね、予算が。予算が決まっている中で、なおかつほかの必要に応じて研修とか講習を受けなければならない、そういうときには時間給がつかないというふうにお聞きしたわけですが、やはり、その辺は補償されるべきだというふうに思いますので、今回タブレット端末授業によるそうした対応がどうなるのかというようなこともお聞きをしております。ですから、その辺の補償というのはやっぱり正規の先生と同じようにつけるべきだというふうに思いますので、その辺のところをお願いして終わりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） お金のことで、とても完璧に頭に入っているわけではないんですが、正規の教員は、この研修をやったからといって、それで手当がつくわけではありません。全部勤務時間内にやります。それから、研修は義務でもありますし権利でもありますので、先生は研修をさせなきゃいけないし研修をしてもらわなきゃいけない。ただ、この方々は時間で何時間と切っております。だから、私が思うには、この時間の中にこれが組み込めるのではないかと考えています。県から来る非常勤の先生たち、この人たちは時間が何時間と決まっているのですが、その中にいわゆる空き時間というのが絶対に設定されます。その空き時間の中に自分の授業の準備あるいは研修をすることになっています。例えば20時間で契約すると、その20時間を全部授業にしてしまうと、その方は授業の準備がもう20時間の外になっちゃいます。ですから、給料の中に

研修とか授業の準備は入っているはずですが、ただ、町の方がどういう契約か頭に完璧に入っていないので、うまくできなければ今議員のおっしゃったように、外に手当をつけてやっていきたいと。その代わり何度も何度もできないので、計画的にやっていきたいと思っています。ちょっと十分な答えじゃなくてすみません。頭にお金の計算のことが全部入っていませんので、申し訳ないです。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 契約時間につきましては、授業時間数よりも余分に契約時間を取ってございますので、研修時間は取れるという認識でおります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第66号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第67号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、67号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第68号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、選挙用自動車等の公営が進むということで、立候補がしやすい環境が整っていくということはまずいいことかなというふうに思います。ただ、私は昨年4月の選挙の際に、候補者のためのということで手引書を頂いているわけですが、今回の公営の中に第2条から第5条までは自動車の経費に係る規定でございます。この手引きによりますと、選挙運動費用の範囲ということで、選挙運動に使用する自動車及び船舶を使用するために要した支出、これは選挙運動の費用とは認めていないので報告する義務はありませんよと、こういうふうに説明を受けておまして、実際にスピーカーの借上料だとか、そういうものは報告をいたしましたけれども、車のリース料等は報告外であったということであったわけです。そこで、今回この車について公営を拡大にするということでやられるわけですが、選挙運動のための費用ではなかったというものが公営になると公費で払っていただけるというところは、どうも僕は理論的な矛盾というか、僕の頭ではちょっとよく分からないので、いつから例えば国等からの通知等こういうふうになったとか、そういうものがあるならば教えていただきたいと思います。いつからどういうふうに対象経費として認められるようになったのかということが非常に疑問ですので、よろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員の御指摘のとおり、選挙運動用自動車を使用するためにかった費用は、公職選挙法第197条第2項の規定により、選挙運動に関する支出とみなされず、選挙運動に関する支出金額に算入し報告する必要はございません。これは今後も変わらないということでございます。

この理由につきましては、国は特に見解を示していないところでございますが、選挙制度研究会編集の統一地方選挙の手引きによりますと、その性質においては、選挙運動に関する支出ではあるが、これを統制し集計することが困難である等の特殊な事情によ

り、選挙運動に関する支出として取り扱うことが適当でないものについては、選挙運動に関する支出ではないものとみなして選挙運動費用に算入されないこととされているというような見解が示されております。

それでは、選挙運動用自動車の使用については統制し集計することが困難であるのかと言われれば、いかがなものかというふうに私自身も思います。そんな経費をどうやって公費負担していくのかという疑問を私自身も抱くわけでございますけれども、とにもかくにも令和2年6月12日公布で、12月22日に施行が予定されている公職選挙法第141条第8項におきましては、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は条例で定めるところにより、公職の候補者の自動車の使用について無料とすることができることとされましたので、本町におきましてもお金のかからない選挙、立候補の機会均等を目指し条例の制定をお願いするものでございます。議員の疑問に十分お答えできていないと思いますけれども、私どもも調べましたけれども、その程度のお答えしかできないということで、申し訳ございません。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 私だけがちょっと特殊な頭の構造かなと思って心配していたんですが、部長も同じような疑問をお持ちだということならちょっと安心をいたしました。

このポスターなんかは従前から選挙運動の費用ということで扱われておりましたので、非常にすんなりいくわけですね。選挙運動というのは、法定選挙費で前回の幸田町議会議員選挙の場合でいきますと、約320万円ぐらいの中で選挙を行わなければならないということになっているわけございまして、その分ポスターの分がなくなるというような楽なわけでありますが、ただ、これは上限が、車の場合でいきますけれども、上限があります。公費で見ていただける上限までは選挙運動の経費ということで、一応公費で見ていただけますよと。それを超えた場合、それは選挙運動の経費になるのか、ならないのか、これもちょっとよく分からない。それから、中にはこんなもの手続きが面倒くさいと、忙しいときに面倒くさいので自分の費用でやっちゃうんだといった場合に、これはやっぱり今までと同じように選挙運動の費用じゃないからということで報告対象にはならないと。こういうことなんですかね。ちょっとよく分からないので。質問もよく分からないんですけど、何となく雰囲気として分かっていたら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議員が素朴に疑問に思われてみえることについては、恥ずかしながら私も同様に何でだろうというふうに思っている部分が多分でございますので、とても共感を覚えるわけでございますけれども。

自動車に関する経費について、収支報告書に報告していただかなくてもよいと、従来のおりでお変わらないという点については今後とも変わらないというふうに認識をしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 選挙運動用自動車燃料供給契約7,560円掛ける選挙運動期間日数についてお尋ねいたします。

1日当たり7,560円とした算出根拠をお示してください。ちなみに現行のレギュラーガソリンの単価は、リッター140円ほどになります。54リットル分となります。燃費のいい車が多いけれども、リッター当たり10キロとして540キロ走行できます。選挙カーは朝8時から夜8時までです。算出基準をお示しいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 7,560円の根拠でございますが、町村選挙における選挙運動用自動車の燃料の供給に関する公営につきましては、公職選挙法第141条第8項により、同条7項で定める国政選挙の例に準じて条例で定めるところによるというふうにされております。国政選挙における候補者の選挙運動用自動車の燃料の供給につきましては、公選法施行令第109条の4第2項第2号のロに上限単価7,560円の規定が定められており、これに準じたものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ポスターの掲示場の数は72か所以外に想定される場所はどこかお尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 選挙運動のために使用するポスターを掲示することができる場所は、同じく公選法第144条の2第8項に基づく、掲示場が設けられた場合には、その掲示場以外の場所に掲示することはできないとされております。したがって、それ以外に想定される場所はどこかと尋ねられた場合は、私どものお答えとしましては、それ以外の場所は想定しておりませんというふうに申し上げさせていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 上限単価の欄の記述でございます。525円6銭掛けるポスター掲示場の数プラス31万5000円割るポスター掲示場の数で示されている525円6銭と31万5000円の算出根拠をお尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、525円6銭につきましては、公選法施行令第110条の4第2項第1号イに規定する金額であり、1万円当たりの印刷費分でございます。それから、31万5,000円につきましては、同じく公選法施行令第110条の4第2項第1号に規定する金額でございます。これにつきましては写真ですとか、デザイン料などの企画費ということで算定をされるというものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ただいまお二方の質問で、費用の内容は分かりました。しかし、公費負担でありますので、全部候補者がそれぞれにやる、上限は決まっているわけでありますけれども、それぞればらばらにやるよりは町が一括で業者を決めて、そこに発注をしてくださいというふうにすれば、もっと金額的には安く済むのではないかと、そういう

ふうと思うところではありますが、何分にもいろいろな制約があるのではないかなというふうに感じる場所でもあります。このできない理由なり、一部できるならそれを執行していただきたいということで質問をいたします。御説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 経費を安く抑えるということを考えれば、議員仰せのとおり、例えば町が入札により単価契約等をした業者を候補者に使っていただくという方法が経済的であるかとは思いますが、しかしながら、今回御提案をしております町村選挙における公営制度は、国政選挙の公営制度に準じて条例で定めることとなっており、公職選挙法では公営制度の適用を受けようとする者と業者等が有償契約を締結し、選挙管理委員会に届けなければならないとされておりますので、有償契約については候補者に直接締結をしていただくというふうになるところでございます。違った観点から考えれば、それじゃあ、町が指定した業者と候補者が契約をすればいいのではというような発想もあるかもしれませんが、選挙運動におきます自由活動を阻害することにもなりかねないということで、その点については現に慎みたいという考え方の下、こういう形の御提案をさせていただいているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 選挙活動は決められた範囲で自由にやっていただくのは当たり前でありますけれども、公費負担ということであります。なるべく公費を節約したい、そういうことの知恵をぜひ出していただいて、この条例の範囲内で経費節減に努めていただきたいというふうに思います。

また、後で若干触れますけれども、次に一般常用旅客自動車運送事業者という長い事業者なんです、これはタクシー会社のことを言っているんだろーと思います。この町内には2社だけしかないと思うんです。これは2社だけで公用車全体の全員の選挙カーを準備するのは難しいのではないかと、この辺についてはどうのお考えでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回御提案の選挙の公営制度につきましては、候補者が有償契約を締結する相手方につきましては町内外を問いませんので、そういう御理解をお願いをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） それにしても、タクシー会社のタクシーに看板をつけるということは、まず事実上不可能ではないかと思っておりますので、タクシーを選挙カーに使うというのは多分できないだろうと。そうしますと、タクシー会社以外のその次にありますその他の業者、つまり今までどおりの方法で業者にやっていただくというようなことになってくるかと思うんです。その中で、公費負担の部分と公費負担でない部分、選挙カーを1車仕立てるのにいろいろ看板だとか、スピーカーだとか、電気設備だとか、そういういろいろなものをひっつけて一つの選挙カーができるわけでありまして、そこに公費負担である部分と公費負担じゃない部分というふうに、非常に複雑な仕分をしないとやれないねということになります。そういうことが選挙候補の人たちは間違いなく行え

るように、また簡素化していただいて、しっかり指導をしていただきたいと思います。そうしないと、かえって公費負担になって経費は下がるけれども面倒くさいなどいうのが出てきちゃうような、そういう感じもいたしますので、選挙管理委員会の方がこれは指導されると思いますけれども、その辺の指導なり説明をしっかりできるように要項を作っておいていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回の選挙の公営に係る手続に関することになるかと思えます。誤りが発生しないように簡素化をという御提言でございます。お言葉を重く受け止めて、簡素化できることは簡素化して、お願いすることはしっかりお願いをしてということで、選挙の事前の説明会等で、特に今回改正をさせていただく部分については追加の事項となりますので、実際にそれを受けて立候補される方々になるべく分かりやすく誤りのないような選挙運動ができるように、選挙管理委員会としても万全の準備をして説明会に臨んで、お願いをさせていただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） それから、ポスターの単価計算につきましては先ほど説明がありましたので省かせていただきますが、ポスターの印刷枚数は掲示場の数72枚。しかし、外部での掲示はできませんが、いろいろな内部での使用、外に出さないでそれぞれの家庭で貼っておいていただくというような使用の仕方、あるいは立会演説会などにも使ったりして、かなりほかにも枚数はあると思うんです。そうしますと一候補者は、72枚以上、もっとたくさんの枚数を発注されて印刷されると思いますね。そうしますと、単価というのは当然下がってきます。その下がった単価でもって72枚を掛けて、それが公費負担となれば公費の負担額は安くなるというふうに私は思うんですけど、そういう制度というのはできないのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ポスター作成費用の公費負担限度額でございます。作成枚数及び作成単価のそれぞれに限度を定めているところでございます。公費負担の対象額は、上限枚数、上限単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低いほうを掛け合わせたものとなるため、実際には議員が今御提案いただきましたような考え方に沿って、安い負担金額になるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ぜひ、そういうふうに単価を安く抑えるような工夫をしていただきたいと思いますというふうに思います。

最後に、ちょっとコメントを申し上げておきますと、公費負担で選挙運動の費用をやることになりました。この趣旨は、なるべくその費用がかかるから立候補できない人のためのものだ、立候補を促す政策であるというふうに思うわけですが、公費負担が上限はあるといいながら、かなりの金額になります。この上限で今ずっと3つの費用を計算しますと800万相当かかる、もし町の定員で16人出たとしてですよ。16人以上出ていただきたいわけでありますよね。立候補者が多くなれば多くなるほどこの公費の負担がかかっていくという状況の中でマイナスの要因が働くことがないように、そ

ういろいろな周知、この条例の趣旨、そういうものをしっかり周知していただいて、なるべく分かりやすい制度にさせていただいて、立候補しやすい、そういう状況にもっていついていただきたいなというふうをお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回の選挙の公営制度、条例を制定をして公営にしていくというその趣旨は今議員がおっしゃったとおりでございます。その趣旨を貫徹すべく、選挙管理委員会のほうもこの制度を十分周知を図って、活気ある選挙になるよう努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 通告に沿って質問をしたいというふうに思います。

今回公営化することによって、今度は立候補する場合は供託金というのが生じるわけでございます。この供託金が生じて、そして、なおかつ選挙費用が公営化するということでございますので、立候補しやすいというようなことであるかというふうには思うわけでございますが、そこでお聞きをするわけですが、先ほど伊澤議員の質問の中で、先回の町議選、統一地方選挙の場合ですと、幸田町の中では約320万の選挙費用が限度額と申しますか、そういうのが認められているよというようなことだったわけでございますが、今回公営化することによって、選挙用自動車、ビラ、それからポスター、それぞれ限度額が設けられてあるわけですが、これはかなりの金額になるかというふうには思うわけですが、そうした点で供託金制度が取り入れられる前と今回公営化で行う場合、費用負担は平均でどれぐらい削減ができるのかと、立候補する側はどれぐらい削減ができるかと、そういうことは計算をされましたでしょうか。前回と比較してどれぐらいになるのかということでお聞きをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 前回にかかった費用と比較してどのぐらいの負担軽減になるかということでございますけれども、前回と比べてどのぐらいの軽減になるかという、前回と比べようが比べまいが今回の公費負担することによって、その分が立候補者の負担軽減になるわけでございますので、1人当たりどのぐらいの経費の削減、負担の軽減、行政からいいますと町の負担になるのかということでお答えを代えさせていただきたいと思いますが、最大でどのぐらいの軽減、いわゆる公費負担になるかということでお答えをさせていただきますが、これにつきましては、選挙期間5日で試算いたしますと、タクシー等一般運送契約の場合ですと6万4,500円が5日で32万2,500円、ビラが7円51銭が1,600枚で1万2,016円、ポスターが掲示場72か所で上限単価が4,838円として、72枚で34万8,336円、こちら辺を合わせまして、1人当たり68万2,852円、約68万円の公費負担、立候補者の経費削減になるかと思っております。ちなみにこれがタクシーではなく一般の車、燃料、運転手それぞれで契約をした場合には53万9,652円、約54万円というふうに、限度額として計算をしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 公費負担として最大で68万、あとはタクシー契約をしない場合ですと53万ということで、この分が軽減できるよということでございます。それに併せて、今回公費負担になる代わりに今度は供託金というのが発生するわけでございます。この供託金は、10%を取れば戻ってくるわけでございますけれども、取らなかった場合はそのまま没収ということになるかというふうに思うんです。そうした点で、例えば戻ってきたとして、最低の場合53万とすれば、立候補者負担が大体40万ぐらいで賄えるというふうに理解してよろしいかということでございますけれども、そうしますと、例えば今公費負担になることによって議員の成り手不足というのが解消できるのか、それとも立候補しやすい、こういうふうになるというふうに思われるか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回の国の改正の趣旨、町で言う条例制定の趣旨は、選挙に係る経済的負担を少しでも軽くし、より幅の広い層の志のある方が立候補しやすい環境を整えることにより、成り手不足の解消ができるとは申しませんが、その一助となればと期待をすることで、今回条例の制定をお願いするところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第68号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時06分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第69号議案の質疑を行います。

1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） それでは、第69号議案について確認をさせていただきたいと思えます。

今回、これは幸田町火災予防条例の一部改正ということですが。

まず、初めに、町内の対象、これは具体的にどのようなものかを確認させていただきます。これは改正の理由のところに書かれております、令和2年総務省令第77号、こちらが施行があるために改定を行う必要があるということになっております。実際に概要のところにも、上限を200キロワットまで拡大をするものだから、そこに対して見直しが必要とは書いてあるものの、その背景が少し読み取れないので、まずこのところを教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 議員がお尋ねの令和2年総務省令第77号でございます。日本におけます電気自動車、こういったもののスタートというのが1990年頃ですか、このあたりから平成の時代とともに進んできたと言えるかと思えます。当初はバッテリー等

の開発ですとか、自動車の開発、こういったものが今ほどではなく、走行距離が短かったり、重量が重かったり、いろいろなことがございました。それに併せまして、時代とともにバッテリーそれから車、充電の方式、こういったものも進化をしております。

消防法におきますこの電気自動車のための充電設備につきましては、まずは消防法、それから、その下にございます消防法施行令、それから消防法施行令に従いまして、またその設置に関する基準、これを定めます省令等がございます。その下に火災予防条例というものがあるわけがございます。平成24年に、幸田町におきましては、火災予防条例におきまして充電設備の項目を追加しております。その当時が、20キロワットを超え50キロワットまでということございまして、この場合には特に消防庁への届出というものは必要なく、条例の中に規定がされていたという状況下でございます。

時代とともにバッテリーの容量ですとか、車の性能ですとか、こういったものがいろいろと進化をしております、急速充電設備という高電圧、高電流といえますか、こういった充電設備が出てきたことによりまして、火災予防法上の規定がいろいろと必要になってくる。充電設備本体、それからその周囲、あとは車の関係、こういったものの規定が必要になってくるということで、今回こういった巡行距離ですね、こういったものを延ばし、またバッテリー性能が上がったことによりまして急速充電、行った先で8時間も充電しているようでは旅行にも行けないような状態でございますので、短時間でほぼ充電が完了するような急速充電設備というものが出来上がってきたわけです。これらが出来上がってきたことによりまして、法律それから条例等の改正が必要になり、特に今回におきましては、さらに今後電気自動車の普及が進み、急速充電設備が新たに設置をされるという見込みを込めまして、50キロワットを超え200キロワット以下の急速充電設備に対しても新たに規制をするということでございます。併せまして、今回は消防庁への届出が必要になるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） ありがとうございます。

火災予防法等々がやはり絡んでくるということで、今回は届出が追加されることが大きな違いかなと思います。私もそうですが、少し電気自動車のほうに乗ったことがないものですから、あまりこういった電気自動車に係るインフラの知識がない中で、なかなか何が起るのかというのが分かりにくいのがありますので、少し共有も含めて確認をさせていただきます。

今のお話ですと、高電圧ですとか、いろいろと容量が大きくなることによって危険が増すということだと思うのですが、実際に発生し得る危険というのはどんなものがあるのか教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 設備が高電圧等になってまいりますと、まず火災予防条例でございますので出火のリスクというものが発生をしております。外力によりまして破損をしたり、雨が降って漏電をしたり、こういったところから出火等になる可能性もあります。また、いろいろと家庭でいいますとコンセントですね。充電のコネクター、こういったものがございますので、そこからのトラッキング等による火災ですとか、いろいろ

なことが想定をされようかと思えます。それから、屋外に設置をされておりますので、雨天等におきましては漏電、感電、こういったものもあります。万が一火災等が発生をしますと、設備から有毒ガスが発生したりというようなことも想定をされるということで、届出が必要になるということでございます。

それから、先ほど御質問の中で設置個所、ここのお尋ねがあったかと思えます。申し訳ございません。忘れておりました。

まずは坂崎のファミリーマート幸田坂崎店、ここが急速充電設備でございます。50キロワット以内ということで、ここが24時間充電可能な急速充電器が1機。それから、続きまして、道の駅でございます。ここが低速の充電設備が1機、それから普通充電設備というものがもう1機、これがちょっと急速に当たろうかと思えますけれども、容量は小さいものとなっております。続きまして、愛知自動車さん、ここは店舗の敷地内にあるということで、一般の方がふだんから使えるようなものではないかと思えますけれども、一応充電設備のマップ等には登録をされている状態で、町内では3か所ということでございます。ほかにも役場の車庫に1機ございますけれども、これはマップ等では登録をされておられません。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 設置箇所のほうは分かりました。役場のほうは多分一般の方が出入りするようなものではないので、ほかのものとはちょっと部類が違う形かなと感じております。

今のお話ですと、やはり危険を伴うものを設置をされるということで、日常の点検等々もやっていかないと、先ほどの火災に至るようなリスクを発見できなかつたりするような状況になるのではないかと考えております。今回そういった内容を踏まえて考えますと、2つ目に書きましたが、EV自動車専用のインフラ整備の計画、こういったものが今検討されてきているのかということを確認をしたいと思います。

まず、現状のEV自動車の所有台数、こういったものの推移がどういう状態になっているかによっては、やはり将来的に普及をしてくるであろうという答弁がありました。そういったところに絡んでくるのかなと思えますので、愛知県と幸田町の所有台数の推移が分かりましたら教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 電気自動車等の普及によります保有台数でございます。これにつきましては、なかなか自動車の保有台数というものは正確なものが、また近いものが出てこないということがいろいろございまして、いろいろと調査をさせていただきまして、愛知県と幸田町、これは補助金等を使った形での台数ということになりますけれども、電気自動車が平成31年度で愛知県が1,132台、幸田町ではこの年に1台ということで、27年からの数字で申し上げますと、幸田町は16台電気自動車が登録をされているという状況でございます。それから、ちなみということではございませんけれども、プラグインハイブリッド、こちらにも電気が必要ということで、幸田町におきましては、27年度以降、48台登録になっているということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 数字のほうの確認ありがとうございます。分かりました。まだ、どちらかというと積極的に増えていく方向ではないにしても、やはり使われている方がいるということかと思えます。

こういったことからしますと、今の充電設備になります。こういった設置の促進ということに関して、県だとか国のほうからの指導か何かは今出ているのでしょうか、確認をします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 充電設備等の設置に関する指示のようなものは、国もしくは県からも発されておられません。ただ、国のほうによります電気自動車化といいますか、こういった計画があるようでございまして、県におきましてもそれらに準じて行動をされております。2018年には、政府によります自動車新時代戦略会議、こういったものの中でいろいろと今後普及をする、それから普及に対する対策を強化しようというようなことがうたわれております。

ヨーロッパ等では、2030年ですか、脱内燃機関ということになっております。国内におきましても、12月3日、政府のほうから情報が出たようでございますけれども、2030年代半ばでガソリン等の新車登録をなくすというような動きがあるようでございます。恐らく国内におきましても、この流れに沿った動きになっていくだろうというふうに感じております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 傾向については分かりました。新聞報道でもあるとおり、かなりEVに関するところも注目をされているところかという認識があります。ただ、この設置に関しては、いろいろと調べていくと、やはり民間が自分で費用を用意をして設置をする。なので、それなりのメリットがないとなかなか設置がされないという事情もあるというのを聞いております。そういった面で行きますと、やはり増加をしていく方向にはなかなか今の状況だと難しい部分があるのかなと思っています。現状、もしも幸田町内で今後新規の設置で何かを考えられているようなところがありましたら、情報がありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 充電設備等の設置におきましては、民間ですと国等からの補助が2分の1あたりとかするようでございます。ただ、公共が設置する場合にはこういった補助が今のところないようでございます。

それから、先ほど申し上げました、国、県等の指示によりますところの計画で申し上げますと、幸田町は現在4機3か所設置がされているようでございます。一応、愛知県が発行しております愛知県次世代自動車充電インフラ整備配置計画、この計画によりますと、まずは敷地面積から幾つだよ、それから道路の延長距離で幾つだよ、観光スポットによって幾つだよという算出がされております。それを幸田町内で算出しますと、あと4機が町内に推奨される数ということになっております。一応整備の計画としましては、以上のような形でございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 配置のほうの残り4機というお話は、私も確認をした内容がありました。ほかの市町ですとやっぱりディーラーについてたりですとか、公共のところも含めて、いろいろとスーパーも含めてつけられているようであります。町内でも、今EV自動車を保有している方もちょこちょこいらっしゃる中で、やっぱり急速充電器があると実際に乗っている身からするとすごく都合がいいし、そういう不安にならないということがあります。当然自宅で充電してから出かけるわけですが、そういったところの声も実際に出ておりますので、ぜひ利便性が上がるということでいきますと、促進の方向に従って遅れることのないようにやっていけるといいのかなというふうに率直に思っております。

最後にですが、将来的にそういった面でいきますと、その設備が増えた場合、今回は安全の話ですので手を抜くわけにはいかないと思います。消防業務への影響という面でいきますと、そういったものはあるのでしょうか。どう考えているか、お考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 電気自動車化の波は、今後さらに進んでいくだろうというふうに我々も思っております。それから当然のことながら、それによりまして、充電設備等の新規設置、こういったものがされてくるであろうと。今後想定されるものとしては、さらに高速、短時間で充電ができるような施設、それから1機で複数台が充電できるような設備ですとか、こういったものが出てくるのであろうというふうに思います。

こういったことからしますと、消防としましてどんな事務、流れが発生してくるかといいますと、まずは条例によります規制というものが今回も発生してまいります。それから、この中でも規定をしております届出というものが出てまいります。続きまして、届出があれば、その検査等がまた必要になってくるかと思っております。そういったことが大きくは必要になってくると思っておりますけれども、あくまでも充電設備、電気を使っておりますので、当然消火に当たりまして水等が使えないですとか、そういったことも発生してきますので、こちら側としてもそれに対応する訓練等も必要になってくるというような形でございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） いろいろと危険性ですとか、今後の流れも含めて理解をすることができました。そういった面でいきますと、やっぱり消防業務においては、こういった負荷が高まってくることも想定し、先ほども水が使えないような設備であるということもありますので、適切な時期にそういった職員体制、そちらのほうも見越した上で計画的に進めていきたい内容かなと考えておりますので、構えをぜひお願いしたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 御意見ありがとうございます。職員の対応等につきましても、計画的に今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第69号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第70号議案の質疑を行います。

12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回の議案が学校・保育所の嘱託医の報酬を、年額に係る基本額を近隣市との均衡を図るためにとのことでの改正でございます。学校の嘱託医などは22万円から23万円、また2校目以降からは11万円から11万5,000円に。保育所の内科の嘱託医は22万円から23万円に引き上げるものでございますが、近隣市町の嘱託医の年額の報酬の基本額をお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 保育園の嘱託医の報酬の近隣の状況であります。内科の基本額ですけれども、岡崎市が23万4,000円、それから安城市が20万8000円、それから西尾市が25万円、それから蒲郡市が23万円という状況であります。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 同様に、内科医につきましては、岡崎市が23万4,000円、安城市が25万1,000円、西尾市が26万円、蒲郡市が23万円でございます。歯科医師につきましては、岡崎市は同様の23万4,000円、安城市が24万6,000円、西尾市が26万円、蒲郡市が22万8,000円で、眼科・耳鼻咽喉科につきましては、岡崎市が23万4,000円、安城市が24万6,000円、西尾市が26万円、蒲郡市が22万8,000円で、薬剤師につきましては、岡崎市が23万4,000円、安城市が21万9,000円、西尾市が21万円、蒲郡市が16万円、以上でございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。それぞれの金額がございまして、岡崎市と比べますと、まだうちの場合は4,000円低い状況でございます。西尾等はかなり大きな金額が出ているわけでございますが、それでは、本町の嘱託医が学校とか保育所で診療する回数ですね。要するに、出向いたりするかというふうに思いますが、その回数というのはどのぐらいあるのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） まず、保育園にありましては、年2回の定期健診、こちらのほうがございます。それと、就園前の児童に対する就園前健診、これは各医療機関での個別実施ということになりますけれども、そちらのほうをお願いをしております。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 学校におきましては、内科が年3回、それと就学時健診がございまして。歯科については年1回と就学時健診、眼科・耳鼻科につきましては年1回、薬剤師につきましては4回から5回程度定期健診を行っているというようなところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） それぞれでございます。保育所に関しましては、年2回と就園前の子どもということでございます。また、学校につきましては、3回と就学前ということ、また歯科とか眼科等も1回程度だということでございます。薬剤師は、回数としては少し多いのかなというふうに思うわけでございます。

それから、校内の嘱託医の一覧表を出していただきました。この中で見ますと、学校・保育所では1校か2校、また3校を兼務しているクリニック等があるということが分かります。それで、たしか以前には嘱託医であった医院とか歯科医院が今回は入ってなかったりだとか、また新たなクリニックも町内にはありますが、そのクリニックが入ってなかったりだとか、いろいろあったわけでございます。また、岡崎市内の薬剤師も入っているかというふうに思いますが、どのような経過からこの学校医というのは決定されるのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 嘱託医の選定方法ということでございますけれども、こちらのほうは町内の医療機関に直接お願いをしているということではなくて、岡崎市医師会なり薬剤師会なり、歯科医師会なりに嘱託医の推薦をお願いをして、各三師会のほうから推薦をいただいた上で、委嘱のほうをさせていただいております。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 学校医等につきましても、同様に三師会のほうへ依頼をいたしまして、推薦をいただいているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 三師会、岡崎市医師会と歯科医師会とか薬剤師会があるかというふうに思いますが、そこから推薦をしていただいているということでございますが、ちょっと分からないところはございますが、やはり今まで本当に町内の学校とか保育所を見ていただいた内科、またクリニックが今回除かれたり云々というところの経過というのは本町では全然分からない。この三師会から推薦をしていただいているので、そこから委嘱をするんだということで、その内容でどうしてやらなくなったかだとか、また新しいクリニックでも入らなかったというのは、こちらでは一切分からないということで理解してよろしいかをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 嘱託医ですけれども、医療機関のほうの医師ですとか薬剤師の方のそういった推薦というか、選定につきましては、当然それぞれの事情があるかと思っておりますけれども、あくまでも医師会からの推薦に基づいて選任をしているということですので、特にそういった御事情というのは伺ってはございません。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 保育所と同様に、学校におきましても三師会のほうへお願いをしているわけでございまして、変わった場合のなぜ変わったかと、こういった情報については特にコメントを頂いているわけではございません。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。それぞれの医院、クリニック、また小児科等の事

情があるということで理解をさせていただきました。

それで、今回は近隣市との均衡を図るということでございますが、先ほど岡崎市の内容をお聞かせを願いました。岡崎は23万4,000円だよということで、では、なぜ均衡を図る意味であるならば、今回も23万4,000円としなかったかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、あと、先ほどの三師会からの推薦でございますが、薬剤師は岡崎のほうから幸田町のほうへ来ていただいている薬剤師がございまして、反対に幸田町から岡崎市のほうへ嘱託医として行っているという内科とかクリニック、また薬剤師というのはいないというふうで理解をさせていただいていいのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の改正でございますけれども、近隣市との均衡を図るということで、同じ医師会管内にあります岡崎市との均衡を考慮して改正したということであります。岡崎市が23万4,000円ということで4,000円の差は実際にあるんですけども、同額ではないわけでありまして、近隣4市で考えますと大体平均的な金額、隣の蒲郡市と同額ということで、まるきり同額ということではありませぬけれども同じ水準になったということで、今回は1万円の引上げということで御承知おきいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今現在、改正しようとするのは岡崎市とは4,000円の開きがあるというところでございます。今、住民こども部長が申しましたとおりでございますけれども、この内訳、要するに今回は基本額についての改正でございます、その他には管理料、生徒割だとか、教職員数割だとか、本町ではございます。ただ、岡崎市ではまた別の割合での算定方式もございまして、全てを同一にするということはなかなか難しいところがございます。今まで若干開きがあったものを縮めたという意味合いで御理解いただきたいと思っております。

それと、あと幸田から岡崎へというような、そういった事例があるのかというお尋ねでございますが、大変申し訳ございません、岡崎市の小中学校が誰が選定されているのかということについて今承知していないので、すみません、回答を控えさせていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 岡崎の件でございますが、基本給はうちのほうが4,000円低いよ、しかし、いろいろなほかにもつくものがあるからそれでということでございます。確かに細かい内容等は分かりませんが、できればこの基本額もきちんと岡崎市内と同じ医療圏でございますので、その辺は一緒にしていただければありがたいかなというふうに思うわけでございます。

次に、報酬額を今回改定することによっての影響額をお聞かせを願いたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 保育園におきましては、1園当たり1万円の引上げでござ

ございますので、8園の総額で8万円の増額というふうになります。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、内容を合わせるということについてでございますが、基本額以外の部分で、岡崎と幸田は同じ医師会ではございますが今までの流れとして算定としての根拠が違いますので、そういったことは検討課題とさせていただいて、機会を見て合わせられるかどうか医師会のほうと相談しながらということになろうかと考えております。

影響額につきましては、小中学校合わせて39万5,000円の増額になるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 保育園が8万円、学校が小中合わせて39万5,000円ということでございます。合わせて47万5,000円ぐらいになるのかなというふうに思うわけでございます。

各診療所、クリニックなどから、今年は新型コロナウイルス感染症への影響を受けているというお声というのは、またこの嘱託医以外でも、嘱託医の方からもどのような声があったのかをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 先ほど教育部長がお答えしたとおり、今後も医師会等々とは相談しながら進めさせていただきたいと思っております。

それと、今回の新型コロナウイルスに関する影響ということですが、保育園につきましては定期健診を5月に例年やっているんですけれども、それが5月はできなかったということで6月に実施のほうをさせていただいております。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回、新型コロナウイルス感染症に対する影響でございますが、小中学校としては特段そういった声は私自身は確認しておりません。

○議長（稲吉照夫君） 嘱託医のほうからは、今回の新型コロナウイルス感染症の影響はどのぐらいあった云々ということは聞いていないということでございますが、確かに私も内科ともう一個行ってますが、この春から夏にはかなり患者数が減っているということはこの目で見ていますので、影響は確かにあるかなというふうに思います。

それから、幸田町にある医療機関ということで、これは令和2年6月1日現在で病院又は医院ということで幸田町にある医院は21機関、また歯科医のほうは14機関というふうにこれは載っております。ここに載っているところで先ほど言いましたように、嘱託医でない内科、クリニック等もございまして、歯科医等もございまして。かなりの影響もあるのかなというふうに思いますので、やはり、医院とか歯科医院の人たちの新型コロナの影響も私はあるかというふうに思いますので、この辺のことは重々承知おきをしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 先ほどの質疑の中で分かったところがございます。今回の提案の中では、待遇の改善ということで提案をされたわけがございます。しかしながら、この待遇の改善を図るに当たって、岡崎市の医師会、こことは調整をしていないというようなことが分かったわけがございますけれども、以前に幸田町の嘱託医の報酬の改定をするときに岡崎市医師会との調整をすべきではないかということで、幸田町はなぜ一文安いのかと、そういう質疑をしたときに、幸田町では基本額以外に管理料とかその辺のところはまた若干違うということを言われて、それをならしをすると大体同じようになるのではないかというようなことを言われてきた経過があったわけがございますけれども、今回聞いておりますと、同じ岡崎市医師会管内の中でも調整をしていないということであるならば、先ほどの質疑の中でもあったように、やはり同じ管内でありますので、その辺のところは差のないようにすべきではないかというふうに思いますし、また同時に管理料とか、児童生徒の数、これはいろいろとまたあるわけですが、それでもこの料金等もどこのところでも同じにできるのではないかなというふうに思うわけでありまして、その辺のところを同じ医師会管内の中で差のないようにする考えについて伺いたいと思います。同額でないということは分かりました。ですから、その辺のところはきちんと調整する、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今回の改定につきましては、事前に岡崎市医師会と御相談といえますか、調整をさせていただきまして御理解のほうもいただいているところであります。

基本額につきまして4,000円の差があるわけですが、今回その差を縮めたいということで一律1万円を増額させていただきました。あと、管理料ですとか、いろいろな算出方法がございまして、全体としては同じ水準になったかというふうには認識はしております。今後もそういった動向を見ながら、そういった調整は必要ではないかというふうには思っております。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 医師会との調整につきましては、住民こども部と同様に医師会のほうに調整をさせていただき、了解を得たところでございます。また、歯科医師会、薬剤師会も同様に調整をさせていただいているところでございます。

岡崎市と幸田町は全く同じではないというところではございますが、今まであった乖離を今回1万円増額することによってある程度埋めて、全体ではおおむね同じような対応になるような調整ができているというふうに考えております。今後全く同じようにするかどうかについては、医師会等と調整しながら決めていくべきだと考えておりますので、今後の課題とさせていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 比較をした場合に、例えばこの基本額、それから管理料、また教職員数割、児童生徒数割、いろいろこういうふうにそれぞれあるわけです。また、2校

目以降は幾らとか。そういうふうなことがあって、これが比較した場合、管内であるならば同一にしていく、その調整をぜひやっていただきたいというふうに思うわけであり。やはり、この調整をした額ということでは言われたわけでありましたが、その辺のところがちぐはぐになってくると、やはり同じ管内の中で不満等も出てくるのではなからうかというふうに思うわけでありますので、その辺をぜひ今度改定のときには合わせるような形の中で提案をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第70号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第71号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第71号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第72号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第72号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第73号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第73号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第74号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この条例を見ておきますと、国のほうの省令を引用する形に改めていくということで、それはそれで改正誤りですとか、忘れていて改正の時期を逸してしまうということがないという点ではいいのかなというふうに思うわけでありますが、改正前の条例を見ていきますと、第22条で雑則として、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるという委任条項のようなものがあるわけであり。これがなくなった、わざわざ削った理由ですね。同じように今回3つの72、73号も同じような委任をする条例になっているわけですが、この条例だけ委任する条項が削ってあります。その理由をお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員が御指摘のとおり、改正前の条例には、本則最後の第22条で「この条例に定めるもののほか、最低基準に関し必要な事項は、町長が別に定める」という雑則、委任条項があります。今回の改正で、本町の独自基準以外は厚生労働省省令、国の基準を引用することとさせていただきます。雑則につきましては、特に規定する必要がないというふうに判断いたしましたので設けていないということであり。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 72号議案の説明のときに、こちらの条例では町独自の基準はないよというふうに説明を私は受けたというふうに思うわけでありますが、じゃあ、この条

例のほうも独自基準がないならば、ここには委任条項として必要な事項は町長が規則で定めるといふふうにあるわけでありまして、なんかちぐはぐな気がいたしますけれども、実際どうということなんでしょうか。ちょっと理解ができませんので、分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） どうも申し訳ありません。第72号それから第73号につきましては、第3条あるいは第4条、最後の条に「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」といふふうになってあります。規則というものが、実際にこの条例にはございませんので、特に載せる必要がないといふふうに判断しました。この条例につきましては、児童クラブの運営基準を定めるものでありますけれども、児童クラブにつきましては全てが幸田町、本町が運営をしているところであります。開所時間、それから保護者が支払うべき額、利用定員など運営についての重要事項につきましては、今回改正で引用する国の基準、第14条でありますけれども、こちらのほうに規定しております運営規程、こちらに定めてありますので、委任条項がなくても問題がないといふふうを考えております。私も、ちょっと最初はこれ取っちゃっていいのかなといふふうに思ったんですけども、運営規程のほうに詳しく規定しておりますので問題はないかなといふふうを考えております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。問題がないということであれば、必要のない条項を規定する必要は全くないと思いますので、それはそれでよしといたします。

私が一番心配するのは、こういうことで条例改正の必要性は、これに関しては国の通知ですとか、省令の改正状況等を常に見ていなくても自然に変わっていくものですから、法令違反の状態にはなる可能性はまずない。まずないけれども、ただ、この改正についてまるっと引用する形にすると、どうしても注意が十分行き渡らなくなる。そういう可能性もありますので、条例改正の必要がなくても十分な注意は常に払っていただく、そういうことでお願いをしておきます。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員が心配されるとおり、今回の改正によって自動的に国の基準を適用できちゃうということで、条例改正の必要がなくなってしまうということで、それによってそういった国の基準の改正を見過ごしてしまうということも心配されます。ですので、より一層私ども職員は国からの通知、官報等を十分注意していくということで徹底を努めていきたいといふふうに思います。ありがとうございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） この条例は、形式を国の基準を引用し、町独自の基準を明確にする条例の全部改正であります。

第3条で、放課後児童健全育成事業における一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。利用者の支援に支障がない場合は、おおむね50人以下とすることができるとあります。本町独自で国の基準の40人以下を10人増やして50人以下となっておりますが、今でも保育後、放課後児童クラブに入れないという声がありますが、現在での待機児童はどのぐらいあるかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員仰せのとおり、国の基準ではおおむね40人以下と規定しておりますけれども、本町の独自基準といたしまして、利用者の支援に支障がない場合はおおむね50人以下とすることができるといふうにただし書を追加しております。これにつきましては、平成26年の条例制定当初からの独自基準ということですが、平成30年度に発生いたしました待機児童を解消するため、令和元年以降は定員の見直しや民間委託、校舎増築などにより、それまでの中央第1児童クラブの1か所だけでありました50人定員の児童クラブを6つに増やしました。こうしたことから、現在は待機児童はございません。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 待機児童はないということで本当によかったなというふうに思うわけですが、50人以下となって、また、たしかクラブの合計数は14クラブあるということで、その中には民間の株式会社ホームックスが1放課後児童クラブを運営しているということで、委託しているということでございます。これは支援員さんや補助員さんの確保がままならないということも要因かというふうに思われますが、今後の児童クラブの展望などありましたらお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 現在、幸田第3児童クラブと、それから中央第1児童クラブに集約して土曜日に開催しております児童クラブの運営を民間に委託しております。

今後、中央小学校の増築に伴い、令和3年度に中央に第3児童クラブを設置する予定ですが、今後も引き続き、待機児童ゼロを目指しながら、また新型コロナウイルス感染拡大時には急な支援員の確保というの、こういった民間のところだと柔軟に対応をしていただきました。それと、消毒業務もこのホームックスというところはやっております。これが専門みたいなものでございますので、そういったことも加味しながら、今後は児童クラブの多い幸田小学校と中央小学校、そちらのほうを中心に民間委託を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 中央小学校の増築に併せて、令和3年度に中央小学校の第3クラブ、児童クラブを予定しているということでございますが、ということは今少し言われ

ましたが、新年度に予定している中央の第3クラブというのは、これは民間委託する予定であるかどうかをもう一度明確にお答え願いたいというふうに思います。

それから、本町の放課後児童クラブの場合は、ほぼ全部が学校内の中で実施をされております。次の中央第3クラブは、今の中央小の児童クラブは体育館の横のあの教室でやっているかというふうに思いますが、第3クラブを開設する予定の場所というのはもう決まってみえましたらお聞かせを願いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 民間委託につきましては、来年度開設いたします中央第3児童クラブ、そちらのほうも民間委託ということで今検討をしております。それから、中央第3児童クラブの位置でございますけれども、今年度増築をしております新校舎、その中がございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。増築のところに置くということでしたね。はい、分かりました。

それから、先ほど待機児童はないというふうに言われましたが、以前は、通常はないけれども夏休みになると本当に多くなるというようなこともお聞きをしたわけですが、夏休みも待機児童ないということで理解をしていいのか、お願いをいたします。

それから、新型コロナの関係で児童クラブの人数がすごく増えたという、今年の春ぐらいのときはそういう状況もありました。そのときには、学校のほかの教室を開放していただいてということもございました。そういう異常なこともございますので、様々なケースを予測していただいて、児童クラブの通常の登録者、また夏休み等の長期の登録者の方たちが安心して何があっても大丈夫だよというような、そういう安心した児童クラブの運営ができるといいかなというふうに思いますので、その辺も十分加味していただきながら運営をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 今年度の夏休みでございますけど、夏休みというのが実際は2週間にコロナウイルスの関係でなりましたけれども、そっちのほうは待機なく受け入れはできたというふうに認識をしております。

それから、こういった新型コロナウイルスということで急遽児童クラブをやらなきゃいかんという事態、実際に支援員の確保に大変苦労しました。先ほどちょっと申しましたとおり、民間のホームックスのほうはそういったものが会社内で柔軟に対応ができたということがございます。そういったものも加味しながら、支援員の確保というのが一番大変でございますので、そういった民間委託というものも含めて待機児童が出ないように、今後も配慮のほうをしていきたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 同じく児童の数がおおむね40人以下となっているこの中に、幸

田町の場合はおおむね50人以下として待機児をなくす、こういう努力をしてまいったわけでございますけれども、その中で定員を50名というふうにしたということで、この50名にしたときの専用区画の面積、児童1人につき1.65平米というふうに規定をされている中で十分確保できるかと、100%通ってきた場合ですけれども、その辺のところはどのようになっているのか。密になるわけでございますけれども、そのやりくりがなかなか大変かなというふうに思うのですが、その辺はどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 児童クラブのこの定員50人というものでございますが、先ほどもちょっと触れましたけれども、現在この50人定員というのが6クラブございます。幸田の第2から第4、それから中央の第1、それから深溝の第2、豊坂の第2ということであります。この中には、専用の児童クラブ室を設けているところもございます。それから、学校の教室をお借りしているというものもございます。この専用面積1.65平米、こういうのを十分考慮して、それ以上の広さがある部屋でということで設置のほうはしておりますので、50人いっぱいっぴいの人数まで50人定員ということで、これはあくまでもおおむねということでございますので、若干のあれはあろうかと思えますけど、それでも密にならないということで運営のほうはしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） そうしますと、50人定員の専用のクラブ室は何平米になっているのかお聞かせください。また、登録をしても、それが毎日50人通ってくるかというところでもない中で綱渡りしながらやってみえるという、こういう努力もあるわけでございます。そして、また夏休みになるとほかのところも開放しながらやっているというようなことで、何とか待機児を解消しようというその努力というのは分かるわけでございますけれども、しかしながら、こうした国の基準で40人以下となっているその中で、なぜ40人なのかという、そういうこともやっぱり考えていかなければならないわけでございます。やはり人の配置、50人だから人の配置は1人余分におられるわけでございますけれども、しかしながら、子どもたちが過ごす中でこの40人がいっぱいではないかというふうに思うわけでありまして。そういう点から考えると、やはり計画的に児童クラブ室も設けていく必要があるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺の兼ね合いをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） すみません、今は専用のクラブ室が何平米かというのはちょっと資料が手持ちでぱっと出てきませんので、これは後ほどということで。50人定員ということで幸田町独自基準としてやっているわけですけれども、これは当然待機児童なく受け入れたいということもございます。国の基準がおおむね40人以下ということで、これについては各市町村で参酌して独自の基準を設けてもいいよということで、幸田町のようにそういった運用をしてきているというところも実際はございます。当然50人ということで支援員もそれなりに補充をするということでございます。これは確かにそれなりの広さの部屋を確保するというところで、確保のほうも大変になってくると

いうこともございますけれども、こういったなるべく密にならないようには、当然活動の場としては校庭ですとか体育館ですとか、そういったところで活動をさせているというのが現状であります。そういった配慮をしながら、運営していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 十分配慮されているというふうに思うわけでありましてけれども、しかしながら小学生の中学年から高学年になりますとギャングエイジと言われる世代であります。私も実際に見てきましたけど、校庭で遊んできたりとかしますけれども、一遍に集まるときもあります。そうしたときに非常に中央の第2のほうは窮屈というか、かなり大変な集団になってきているわけですね。そういうことから考えると、待機児をなくす名の下に50人定員とされているのはやむを得ない結果かもしれませんが、しかしながら、やはり学年に応じて40人以下というふうな基準があるならば、その辺をめどに一つの集団にしていく、そういう配慮も必要ではないかなというふうに思うわけです。やはり、目が行き届かない、小中学校のクラス数でも30人以下学級というようにも言われる昨今の中、児童クラブだから押し込めてもいいという、そういう感覚では、やはりその考えは変えていかなければならないのではなかろうかというふうに思います。幸田町の敷地内の中でやっていくということであれば、物理的になかなか厳しい条件であることは重々分かるわけでありましてけれども、その辺のところをどう解消していくのかということも考えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 議員がおっしゃるとおり、詰め込むということはやはり良くないということでありまして。待機児童をなくすということは、これはまず第一目標というふうに考えております。その中でなるべく密にならないような方法といたしますか、そういったものは今後考えていきたいということで、今後の課題ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第74号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第75号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この案件については、私の所管委員会の案件ではありませんので、今日しか聞くときはございませんので、ちょっとしっかりお尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

まず、指定管理者制度についてでございますが、今回、管理の一部の代行を可能とするという改正がされるわけでありまして。自治法では、公の施設は基本は全て町が管理をするというのが基本だと思いますが、その例外として指定管理者に任せる場合には全て任せることができるということでありまして、この原則でいきますと、今までは原則にのっとりセンターを全部指定管理者に任せていたわけですが、今回わざわざ外してや

ると。この一部を除外をすることが可能とするということに、これは自治法の考えておられる範囲なのかどうか。それをまずお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 住民こども部長。

○住民こども部長（牧野宏幸君） 先ほど丸山議員からの御質問であります、50人定員の専用面積でございます。

まず、幸田第2児童クラブが135平米、それから幸田第3が140.6平米、それから第4です、116.2平米、それから中央第1が150平米、それから深溝第2が116.2平米、豊坂第2が161.47平米で、全て1.65以上の面積を確保しております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 第13条の関係でございます。地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして、地方公共団体は、公の施設の設置及びその管理に関する事項を条例で定めております。また、同条の第3項におきまして、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体に当該施設の管理を行わせることができると規定がされております。また、同条第11項では、指定管理者による管理が適当でないとき、管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる規定があります。これらのことを踏まえまして、指定管理者制度は基本的には対象となる公の施設の管理を包括的に指定管理者に行わせることを想定はしているところでございますが、施設の形状や地方公共団体特有の諸事情等を踏まえまして、条例で業務の範囲を定めることにより、施設の管理の一部分のみを指定管理者に行わせる状態が法的にも想定はされているところと認識をしております、違法性はないものと理解をしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 法律上は問題がないということのお答えであります。そういたしますと、今回はわざわざ委託業務と指定管理業務の2つに分けられるわけでありまして。これは、新しい指定管理から除外した部分のこの委託先はどこを予定をしておられるのか、まだこれから決められるのか、そこら辺のことをお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今後、1月4日以降の業務の委託先でございます。現在の施設を管理していただいております愛恵協会のほうに委託していきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ということになりますと、指定管理者が指定管理者として行っている部分と、指定管理者ではないただの社会福祉法人愛恵協会として行う部分と、これは結果的に指定管理の中に含めても問題なく入れられると思うわけですが、なぜ指定管理と分けないといかんのか。当然指定管理の中に入れていくということになりますと、この費用については当初の見積りにも入っていないと思われまので、指定管理料等についての債務負担の行為の補正だとか、いろいろなことが発生するとは思いますが、指

定管理ではできない理由にはならんような気がするわけですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 総務省から令和元年の5月ですけれども、公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果を公表しております。一部委託の部分がその他部分を指定管理する事業者と異なるかどうかというような記載はありませんでした。指定管理者以外でなければならない法規定は確認ができなかったところです。指定管理者と同じ法人に委託する予定ではございますけれども、適切な状態ではないとも考えられますので、早期に指定管理者の指定業務の範囲に加えられるよう計画的に協議を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 指定管理そもそも論になっていくわけでありますが、平成29年6月に公募に出されておられます。この指定管理の内容に生活介護、就労移行支援及び就労継続支援Bを実施すること、そして施設の利用状況や町の実情に応じて短期入所を早期実施すること、こういう一文が入っているわけでありまして。また、指定管理者の申請資格には、事業所の所在地が西三河南部地域にあることというふうに、社会福祉法人その他の団体で西三河南部地域にあるところというふうにかなり限定しておりますし、短期入所を早期に実施をするというかなり難しい条件がついているわけでありまして。それを見ていきますと、当初から指定管理者が行うべき業務として認識をして、準備をしてきておられるものと思っているわけでありましてけれども、なんで今になって、前の説明では人的に難しいということで3段階で介護給付が受けられる施設にしていくよという説明があったわけでありましてけれども、なんで今になって人が確保できないというふうになったのか、そこら辺の経過をちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員が言われるとおりであります。指定管理を行う業務として当初の募集要領、こうしたものに短期入所を早期実施することというような記載があります。ハードルのほうを最初から高く上げたのではないかということにつきましては、本町が直営で地域活動支援センター、授産所事業である作業所を運営していたものを法人運営により法律に基づく障害福祉サービスとすることができたものでありますけれども、法人運営としては一般的なサービスということをごさいます、特にハードルを上げた内容ではないと思っております。

それから、西三河南部圏域の16法人、これは岡崎市、西尾市、刈谷市、安城市、知立市、これを合わせまして16法人、この法人の方に公募の案内をしております、町ホームページにおいても当時広く公募をかけているところであります。

それから、人的に法人体制が整わないといった事情により、今回このサービスができないということでもあります。このことにつきましては、施設の完成を目指してやってきたわけですけれども、ショートステイを実施していただけるものとのそういった思い込みもあったことは否めないところでございます。人的にできないということの想定をしておりますませんでした。本町の所管課におきまして、開設に伴う明確な経費の試算、事

業者協議を十分に行っていなかった経過も確認できております。しかしながら、今後予定する宿泊型自立支援事業、一時預かり事業とこういう形で段階的に形を変えながら、期待を持たれる町民の方がお見えにもなります。こうしたことから今できる最大限のことをしていきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 正直に検討が十分でなかったというふうにおっしゃられましたので、その姿勢については評価をいたします。都合が悪くなったらうまいこと言いくるめられたのでは、私どももたまったもんじゃありませんのであれなんです。やはり、私が今になって言うたらいかんわけでありませけれども、この当初協定でそういう大きな課題、普通の人ではやれないわけですね。就労継続支援のB型だとか生活介護、こんなのは事業所認定はされていなかったですけど、従来の集いの家で直営で幸田町がやっていた内容を、それをそのまま適合施設になっただけということで、そんなに難しいことではなかったと思います。一番難しいのがこの生活介護、費用的にもそうですし、人的にもそうです。それを入れておいて、その部分の調整が足りなかったというのはちょっと情けない気がするんですね。先ほど西三河の16法人に案内をしたというふうにおっしゃられましたけれども、このショートステイがなければ一般の社会福祉法人でもできたところがあるんじゃないかなという気もします。蒲郡にも就労継続をやっているところがあるわけでありませ。なんか難しくして、参入者が参入しにくい状態になった。これをもともと分けるという前提であるならば、こんなハードルなんかを設ける必要はなかったわけでありませるので、そこら辺については今さらどうのこうのは言えませけれども、これはやっぱり十分検討されて、制度の仕組み、それから問題点等をやっつかかられるべきだったんじゃないかなというふうには思っております。当然施設側との調整を進められながら、今の施設は建築をされたと思います。人的にできないよというふうには幸田町が把握をされたのは、これはいつのことなのでしょう。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 人的な事情でショートステイの管理運営ができないというふうを確認をいたしましたのは、今年度に入ってからでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そういたしますと、私は、今回は委託業務だということになっていたものですから、なんでその関係の補正予算が上がってこないのかなと思ったら、すみませ、これは私が謝りますけれども、当初予算で委託料500万円が載っております。大変不勉強でありませ、本来このときに疑問に感じないといかんかったのかなということで、今ちょっと反省をしております。

この500万円の計上ですけれども、これは今皆さんが考えておられる委託方法による見積りなのかどうなのか、何か月分の委託費で当初予算は計上されていたのか、それをお答えいただきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 本年度当初予算500万円ということで委託費のほうは計上してございます。こちらにつきましては、年を明けまして令和3年の1月から3月ま

での3か月分で、事業の運営に伴う委託料として計上をさせていただいております。内容につきましては、これはショートステイ運営ということではございません。通常の施設の運営をするのにどのぐらい経費がかかるかということを見積りをいたしまして、500万円ということで上がっているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ちょっとこの500万円の内訳は通常の運営費、ちょっとよく分からなくなってきたわけでありましてけれども、500万円で1月から3月まで、前回11月の文教福祉協議会に出された資料の今年度の行う予定をされている事業、これが問題なくやれる予算として計上されているのでしょうか、お答えください。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 1月4日から3月31日、ここまでの3か月間、宿泊型自立支援事業、こうした事業を行っていくという方向で考えておりますが、この事業を500万円以内で行うということは可能だというふうに確認をしております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そのままずっと続けると年間2,000万円で運営費がやっつけられるよということは分かりました。ちなみにでありますけれども、この短期入所だけの施設では、私の認識では一般的に入所施設の部屋を使う、あるいはそれに併設をして短期入所の施設を設ける、そういうところがあると思っておりますけれども、単独でやっておられる県内の施設はどこかありますでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） ショートステイ短期入所施設を単独でやっているところは県内にあるかということでございます。県内全域についての資料はございませんが、近隣で蒲郡、西尾、安城、豊川、岡崎と、この5市について調べました。全てこの5市はショートステイがございましてけれども、合計で39か所となっております。そのうちショートステイのみで運営をされているところというのは5か所ということでございますが、いずれも法人の運営としては短期入所のみで行っている事業所というところはないところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 施設の入所定員、部屋の数だけ、4人だということになると思うわけでありましてけれども、それで、当然基準適合施設になってくれば介護給付費が支給をされるわけで、その費用の2分の1は国、4分の1は県、町は4分の1の負担で済むということになってくると思うわけですが、到底小さくなればなるほど管理者ですとか資格要件のロスが多いわけですね。ある一定のロットになったときに一番効率がよくなると思うわけでありましてけれども、この4人でやっていった場合の本格的な短期入所施設として運用が始まった場合の年間の事業費予測というのは見積りは出されておられるでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 当初から、先ほど申しましたように、十分な相互の協議ができておりませんでした。十分に積算した資料というのはございません。ただ、愛恵協

会のほうが、実は短期入所施設あいというところを、これはサービスをしておりまして、そちらのほうに確認して、概概算であります但確認をしているところでございます。短期入所は法律に基づく県の認可を受けるものですので、歳入もでございます。歳入歳出、これを差し引きます。歳出が8,700万程度かと。それから、歳入が1,500万円ということでもありますので、その差引き7,200万円がショートステイをやる場合の年間の事業費ということになります。宿泊型自立支援事業、このたび1月4日から3月まで行うこの事業でございますけれども、これは1,700万円程度ということでもあります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今、年間でやると2,000万かからんで、1,700万で運営ができるということのようでもあります。

先ほど言われました8,700万円のうち収入が1,500万円あるよと。これは介護給付費だと思わなければならないけれども、介護給付費で賄うことができない費用、いわゆる赤字が7,200万円この施設では発生するという前提になっているわけでもあります。さらに、介護収入も利用者が減ってくれば1,500万円が入るのかどうか、これも当てがなれないと思いますので町の持出しはもっと増えていく、そういう可能性があります。

この施設そのものでありますけれども、風呂の構造だとか、そういうものを見ていきますと、重度の障害等級5、6程度の障害者はまず利用することができない施設であるというふうに思います。どういう方を対象にしていくのか、知的の方なのか、身体の方なのか、どういう方を対象に考えておられるか、お答えをいただきたいと思ます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 重度の医療的ケア、こういった方たち、そういった必要とする方を除きまして、この障害者地域活動支援センターでございますけれども、障害種別に関係なく利用できる施設として整備運営を続けていきたいというふうに思っております。新施設のみらいにつきまして、本建物内で重度の肢体不自由者が身体介護、入浴等です、これを受けることを規定しているわけではなく、集いの家の機能も活用することで障害者地域活動支援センター全体におきまして、より多くの障害を持つ方に利用してもらえるようにと考えているところです。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。

私なりにいろいろ考えてみました。県の認可を受けて、そういう施設にしていくと。これは利用者の制限はできません。町内の方だけというわけにはいきませんので、さらにまた使いにくくなっていく、そういう可能性があります。さらに重度の方は使いにくい、そういう施設だと思います。今からでもこういう問題が分かりましたので、あそこで県の認可を受けてやるのがいいのかどうか、そこの入り口から再度検討していただいたほうがいいと思います。無認可の状態で行っていけば町民に限定をするということは、これは町の施設ですので、これは可能だと思いますので。どうかそういう検討の選択肢

も排除せずに、できちゃった施設ですので有効な活用方法を考えていただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 施設の建設、それから指定管理者施設内の一部委託業務、短期入所の未実施など深く反省をしております。多額の費用をかけて建設した施設であります。いかに町民が使いやすく、障害福祉サービスとして役立つものにするために、第一段階であります宿泊型自立支援事業、第二段階として一時預かり事業、この事業をまずは早期に実施をするとともに、その先に利用者の方のいろいろな御意見、ニーズ、こうしたものをしっかり捉えまして、法律に基づく短期入所サービスが求められる場合にも備えまして、計画的な準備を行っていきたいと考えます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。午後は1時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この条例は、幸田町障害者地域活動支援センターを構成する施設として、みらいを加えるというものでありまして、設置条例になるわけでございます。しかしながら、みらいというのは何になるのかというのが明らかにされていないわけですが、みらいが何たるものかというものを理解するのを表すのはどこになるわけでしょうか。それについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） みらいであります。これは、もともと短期入所施設ショートステイを作る目的で実施してまいりまして、短期入所施設の名称として条例のほうにみらいという位置づけをするということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この設置条例の中には、構成する施設になっていて、みらいというのはショートステイをする施設であるということはどこにも書かれていないわけですが、この条例の中からどうやってそれを読み取るのかというのはどこなのでしょうかとということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） こちらは幸田町障害者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例、ここにみらいという施設を位置づけないと公の施設として町の責任として運営をしていくことができないということでございますので、この条例の中にみらいという公の施設を位置づけさせていただきました。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） この第3条の中に名称及び位置ということでありまして、その中にみらいというのが加えられているわけですが、みらいというのはどういう施設であるかということとは分からない中で、この構成する施設の中に入ってくるということではありますが、やはり、みらいだけでは、名称あるいはどういう業務を行うのかということが明らかでないということからすれば、これは不十分ではないかなというふうに思うのですが、その点はどうお考えになるのか伺いたいと思います。

次に、みらいの管理運営、これを障害者地域活動支援センターと一本化しないデメリットについて伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この条例の名称のごとく、障害者地域活動支援センターということの中の位置づけでございます。こちらは、現在、集い作業所、集いの家というものがございます。在宅の障害者ヘリクレーション、創作的な活動、または生産活動の機会を提供する施設でございます。在宅障害者が通所し日常生活訓練等を行い、社会との交流推進を図るのが目的ということでございます。今回のみらいにつきましても、この条例のほうで施設の名称それから施設の場所、そういったものを建設をして、そこにあるという位置づけをしました。その後に規則等でその管理の内容を位置づけていくということでございます。

それから、みらいの管理運営につきましては、業務委託という形で進めていく予定をしております。その場合、指定管理と業務委託、これがばらばらになるということでございまして、そのデメリットはということでございます。

指定管理者制度とそれから業務委託、この2つの制度はどちらも公の施設の管理運営に民間が参画する場合の仕組み、こうした意味では一緒でありますけれども、両者は根拠となる法律等も違うため、異質の内容となっております。指定管理者制度では、管理者を指定する手続、管理者が行う管理基準、業務の範囲等の必要事項を条例において規定した上で管理者を選定し、議会議決を経た後に行政処分として指定を行ってまいります。それに対しまして業務委託は、司法上の契約に基づき業務を委託していくことになります。これを踏まえると、一般的には指定管理者の指定を受ければ施設を民間の視点で柔軟に運営することが可能でございますが、今回の業務委託の場合につきましては、施設を自由に運営することができないことが、一本化しないことのデメリットとなると考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 障害者地域活動支援センターは、指定管理者に基づいて愛恵協会が管理運営を行っているわけでございます。それから、みらいの管理というのはこれからなるわけですが、同じく愛恵協会を予定をされているということでございます。業務委託ということは、これは町としての考え方、運営、そういうものが直に入っていく、そういうものかというふうに思うんですけれども、そこで指定管理者である愛恵協会、業務委託を受けた愛恵協会、この矛盾が生じないかということではありますが、その辺はどうなのかということでございます。不都合が生じるとすれば、これは問題でありますし、また利用者の利便性を一番に考えなければならぬというふう思うわけでありま

すが、その辺のずれが生じない、そういう運営をしていかなければならないというふうに思います。そのためにきちんと業務委託の内容で盛り込むことはきちんと盛り込み、そして町の考えといいますか、その辺もきちんと盛り込んでいながら利便性の確保をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） ありがとうございます。おっしゃるとおりであると思います。このたび同一敷地内にこれまである建物と一緒に建設されたということ、みらいでございます。指定管理者を一本化せず業務委託で実施をいたします。実施に当たりましては、管理運営等、管理基準及び業務の範囲並びに基本的な利用条件を先ほど言いました契約と、司法上の契約により明確に定めて、公の施設の設置者としての責任というのは町にございますので、その責任は果たしていきたいというふうに思っております。

利用者の利便、これが一番重要だというふうに思っております。例えば、この使用の許可ということに関しましては、処分性のある行為でありますので、使用の許可ということはどちらがやるのかということになりますと、業務委託においては、その許可は愛恵協会さんには認められないということになります。その場合はどうするかということですが、今考えているのは、相談して登録というような形で登録をしていただいて、最終的に幸田町長のほうの許可を得るという形でございます。支障のないように進めることが可能かというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 同一敷地内にあるとはいうものの、これは本体、いわゆる障害者地域活動支援センターとそれから外廊下でつないで入っていく別の建物になるわけですね。ですから、例えば指定管理者である愛恵協会、そして業務委託をされた愛恵協会、要するに同じ愛恵協会でありながら運営管理の基準が変わってくるという、そういうこのデメリットもあるわけですね。それが例えばごちゃごちゃにならないようにしていくために、また利用者の利便性、これを例えば業務委託をされた愛恵協会が利用者に対しての許可をすとか、申込みしてもできないよとか、そういうことのないようにきちんと指示といいますか、先ほど許可は町長が行うと言われたものですから、その辺のことをきちんと明確にしながら使いやすい施設にしていく、そういうことをきちんとしていただきたいというのがありますので、その辺のところをお願いし終わりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほど指定管理者制度のデメリットということで、業務の範囲、仕様等を詳細に協定しなければならず、弾力的な運営ができにくくなる可能性があるということで、反対に業務委託のメリットということで、これは逆に町の意向を施設の管理運営の的確に反映できるということもございますので、しっかりと業務委託のほうの詳細を詰めまして、しっかりとした運営をしていきたいと思っております。

また、利用者の利便性ということが、やはり確保が第一優先というふうに思っておりますので、事業実施に当たりましては、町内団体、幸田町手をつなぐ育成会様、こちらのほうの方は40名ほど見えます。町内在住の身体障害者等の関係の保護者の方でござ

います。こうした方とも意見交換は続けておりますので、御理解をいただきながら、今後の内容については十分団体の皆様の御意見をいただいて取り入れながら実施をしてまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第75号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第76号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） この条例ですけれども、新規に制定をされるわけで、この第8条の見出しですけれども規則等への委任規定になっているわけですが、第8条で雑則というふうに規定をされております。先ほどの前の条例72号、73号議案は、見出しが委任になっているということでありますが、どのような違いがあるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 法令等におきます見出し、委任と雑則の使い分けについての御質問でございます。

まず、委任でありますけれども、条例で規定した事項以外の細部について、下位の規則等に委任するようなときに用いられます。もう既に先ほど御審議いただきました72号、73号の議案の見出しにおきましては、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとなっております。

また、雑則につきましては、下位の規則等への委任の意味ではなく、別に定める場合に用い、感染症対策条例の中では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるとなっております。つまり、下位の規則等への委任の意味か又は別に定める場合かにより使い分けをしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。非常に厳格に行われているということが分かりました。

ちなみに私もほかの条例をちょっと見させていただきました。西尾、大府は見出しが委任になっておりまして、これは別に定めるというふうな規定になっております。うちで言うと、見出しは雑則でなければいかんということになっちゃうのかなと思うわけですが、まあ、基本的には見出しのことですのでどっちでもいいと思っておりますが、先ほど言われたように、幸田町として分かりやすく説明ができるなら、その方向へ統一をしていただけたらというふうに思います。

それから、この2つ目ではありますが、この条例の中には規定をされておきませんが、本部に関する条例規定であります。この規定をされていないということは、新型インフルエンザ等対策本部条例がありますので、この規定が適用されるのかどうか、その確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） おっしゃるとおりでございます。本町におきましては、幸

田町新型インフルエンザ等対策本部条例、この条例が平成25年に施行されておりますが、この条例を適用いたします。この根拠といたしまして、法律である新型インフルエンザ等特別措置法の中におきまして、まず法の附則中の新型コロナウイルス感染症に関する特例というものがございしますが、ここにおきまして新型コロナウイルス感染症については新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令の規定を適用するとあります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 分かりました。

私が何を申し上げたいかという、この本部長が誰になるのかなというようなこと、この条例を見て分かりませんでした。感染症条例を見ていっても、そこにはインフルエンザの条例ですか、そこで本部長が町長だということが確認できなかったような気がします。ということは、法律まで戻っていかんと分からないというなら、せっかく新しい条例を作られたわけでありまして、この本部に関する規定、愛知県条例も、それから大府市も先進事例としてあるわけですが、そのどちらにも本部に関する規定があります。しっかり読み解いていけば行き着くということなら誤りではないと思いますが、できるだけ分かりやすくというのもあると思いますので、これはこれでよしとして、今後またこのようなものがある場合は、どこから引用してきているのか、何に基づくのかぐらいの、どこを見ればいいのかぐらいは示しておいていただくと分かりやすいかなということで、今後はそのような配慮がいただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 法律、条例は本当に分かりにくいという、自治体職員として従事していてもいろいろな規則等に戻ったりとか、解釈が難しいことはいつも思っていることとございます。

今回、本部長については、新型インフルエンザ等特別措置法第35条の第1項というのがございまして、こちらの法律に基づきまして、市町村長というふうなうたわれてございます。また、副本部長につきましても、この同法の第35条の第3項ということで、本部長である市町村長による指名により決められるということで、本町の場合は副町長となっているところでございます。

条例づくりに当たりましては、分かりやすく町民の方に示すような形で今後も心がけていきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

次に、9番、足立初雄君の質疑を許します。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 今回、幸田町として新たに新型コロナウイルス感染症に関する条例ということで提出されましたが、このコロナに関する条例につきましても、県も制定をしております。本町でまたさらに制定をする必要性、これについて伺いたいと思います。また、その中で、県の条例とはどのような違いがあるのか、追加した内容など、幸田町の独自性について説明をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 県条例で制定されているが、本町ではなお制定が必要な理由はということでございます。

条例の制定の背景でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策について、町・町民・事業者それぞれの責務を明確にし、対策強化により、町民の生活を守り、地域経済への影響を最小とするための基本的な枠組みを整理するものであります。

現在、新型コロナウイルスの第3波が押し寄せてきており、来春にかけて大流行する可能性もあり、迅速に条例制定する必要があると考えております。

愛知県では、今年10月14日に新型コロナウイルス感染症対策推進条例が公布・施行されております。県条例に規定された責務等は幸田町民にも及ぶものでありますけれども、県の責務と同様に市町村の責務を明確に定めるものであります。罰則はありませんが、守るべき規範として町の条例に位置づける意義は大きいというふうに考えております。

次に、県条例との違いやさらに追加した内容の説明ということでございます。

県条例との違いや追加した内容についてですが、大きく追加している条文はありません。県条例で読める部分は割愛しておりますが、県条例と同様の内容の規定であっても、重要な内容については改めて規定した部分もございます。

県条例との違いについては、県条例で規定されていない市町村の責務を明確にしております。また、県条例の中では感染症患者等への人権に留意しなければならないという規定があります。本町としましては、町内の感染者が増えている状況において、全国的にもインターネット上での誹謗中傷や差別投稿により心身への被害を被っている感染者や、福祉、介護、医療従事者等がいることから、決してこれらの方々の人権が損なわれることのないよう、不当な差別的取扱いをしてはならないというより強い禁止規定にしております。不当な差別的取扱いに関しましては、議案上程に先駆け9月に新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷の相談窓口を総務部防災安全課へ設置し、警察、保健所等との連携を図っているところであります。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） この条例は、まず町民の責務を明確にするという内容があるということでございますが、これは今までも随分いろいろなメール等で私たちも頂いているところであります。しかし、町民全体に理解していただくためには、やはりその周知、条例を作っただけではなくて、その条例の意味するところをしっかりと町民に周知をしていただきたいというふうに、まずお願いをいたします。また、この第3条第2項で町の責務というのをうたっておられます。正確かつ最新の情報の収集、整理及び発信に努めなければならない。同時に個人情報のほうに留意し、風評被害の発生に努めなければならない。非常に難しいことを述べておられるわけでありまして。私たちも、町内の方が感染されたという情報を町のほうから頂いておりますが、その情報よりも新聞情報のほうがお詳しく、私もいろいろ知り合いの人たちと話をしていると、新聞に載ってたよとって私がかえって知らされるような状況であります。こういうせつかく条例ができました。町民に対する風評被害をしっかりとお願いするという規定もできましたので、もう

少しこの情報ももうちょっと詳しくといたしますか、岡田病院で出たということを経済新聞で報道が出てますのに私たちは知らなかったというような状況を改善できないかなということをおもっております。ぜひその辺もお考えをいただいて期待をいたしますということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この条例の周知につきましては、しっかりと努めていきたいと思っております。

それから、情報についてでございます。なかなか感染者情報につきましては、西尾保健所のほうから、毎日早ければ午後3時過ぎには頂けるといふことなんですけれども、なかなかはっきり細かい情報が頂けてないということでございますけれども、できる限りお渡しできる範囲で出せるものはお出ししているということで、今、運用しているところでございます。一番気をつけたいのは、その情報をいち早く皆様にお伝えするということが使命だと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、7番、廣野房男君の質疑を許します。

7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 今の足立議員からの質問と同じような内容もあるかと思っておりますけれども、私のほうはもうちょっと細かいことに一つずつ聞いていきたいなというふうに思っております。

まず、第6条に關しまして、物資及び資材の提供及び貸与は、個人とかあるいは一家庭が申請してもしてもらえるものなのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この第6条の感染症対策の推進ということでございます。

この条文につきましては、本町が緊急経済対策等で行う例えば施策等を指してございまして、本町において決定した感染症対策、こうした対策を行う上におきまして提供及び貸与という対象を個人と定めた場合は、個人において申請をいただきまして提供及び貸与をすること、そういったことを意味しております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 分かりました。

次に、第6条の（4）発症してから又はおそれがある場合の措置又は支援とありますけれども、このときは具体的には発症した人又はおそれのある人に対してはどのように、具体的には何をするのかお聞きしたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 例を挙げます。現在、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷の相談窓口を設置しておりますけれども、警察、保健所等との連携を図ってそういったことを実施しているということが挙げられます。また、県の保健所が行っているような新型コロナウイルス感染症のため自宅療養をされている軽症者等の方に対して配食サービスを行う等、そういったことを意味しております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） ありがとうございます。

また、次に（5）の町民生活の維持に係る支援ということなんですけれども、この文面だけ読むと全て含まれちゃうんじゃないかなというような気もするんですけれども、ここに掲げた町民生活の維持というのは、特にここでうたったことは何かあるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 条例におきましては、支援策を限定せずに大きく規定をしております。この内容は、主に緊急経済対策の今行っている3本柱の一つの暮らしを守る施策等を指してございまして、これまで本町として様々な町民生活に対する支援を行ってきております。今後の状況により、国、県の施策と併せまして町独自の様々な支援をすることが想定されるため、本条例では具体例を挙げずに規定をするものであります。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） よく分かったような分からんような話ですけれども、全て生活は見てくれるということでよろしいでしょうかね。

次、第6条（6）の事業の継続に係る支援ということでありましてけれども、この事業継続の支援というのはどこまでの範囲のことを言っているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 先ほどの暮らしを守る施策、町民生活の維持に係る支援、これと同じ答弁になってしまいます。事業者の事業の継続に係る支援につきましては、主に本町の緊急経済対策の3本柱の一つ、営みを支援すると、これに基づいた施策を意味しているというふうに思っております。支援の範囲は特に定めておりません。支援を必要とされる方がおられれば、町としてできる限りの支援をしていく考えでおります。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 次ですね。事業の支援なんですけれども、例えば行政が特定の個人事業者に具体的に直接支援をするだとかいうことは法的には問題ないでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 支援すること自体には問題はないかと思っております。ただ、明確な理由もなしに特定のものだけに限定的な支援、こうしたことをすることは問題があるというふうに考えます。支援に当たっては平等性が確保されるべきだというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 今から言うことは質問として適切かどうか分かりませんが、例えば第4次感染症緊急対策の中の幸田駅前銀座の空店舗活用事業などが具体的な施策になるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 第4次幸田町新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、こちらの施策を11施策ということで、この補正予算に上げさせていただいております。

この営みを支援する施策については3施策ありまして、この中の幸田駅前銀座空き店舗活用事業はその一つとしての位置づけをしております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、健康福祉部長の答弁の中にもございました、今回の制定いたします議案の中で、現在私どもの部局が進めさせていただいております幸田駅前銀座空店舗活用事業、こちらのことについて御説明のほうをさせていただくということでございます。

条例の文面から判断しますと、事業者の事業の継続に関する支援ということになりますと、やはり事業者の方が売上が下がったとか、あるいはそれよっての今回借家をして、そういったものの費用が大変だということに対する直接の支援とか、そういったようなもののほうが確かに分かりやすいという部分がございますけれども、今回これを第4次の感染症緊急対策の中で挙げさせていただいたというものにつきましては、現在、駅前銀座の一番正面になります、昔はデンというお店が入っていた場所が、もともと今年の4月から事業のほうは再開する予定であるというふうに伺っていたところが、その頃進んでおりました新型コロナウイルス感染症の蔓延によりまして、再開を断念してしまったという経緯があったということでございます。そして、その場所がやはり幸田駅前の一番の正面にあったということでございまして、ここがそのまま空いてしまっていることに対します町の衰退のイメージ、こういったものにもつながってしまうのではないかとことを思いまして、こちらに対します支援といいますか、町が借りて事業を行うということにさせていただくものでございます。そして、その中身につきましては、社会福祉団体等で、これも同じくコロナ禍におきまして十分な活動ができていないような団体に対しまして、活動の拠点にここを使っただいて、活動を活性化していただくための場として提供していきたいという、これも時間そして利用者を限定する形での事業として行いたいということでもあります。こういったような考え方におきまして、緊急措置的なものではございますけれども、これによって地域の活性化を図っていきたいという考えでこの事業のほうはさせていただくというものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 今から言うことは特にお答えをいただかなくてもよろしいかと思えますけれども、私の感想では、この空店舗活用事業、これは緊急対策にそぐわないかなというふうに私は思っております。まだほかにやることがあるのかなという気がいたします。

それで、町内にほかに空き家が発生した場合も、順次こういった支援はしていくのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうからおっしゃられた感想といいますか、捉え方もそういった部分もあるかというふうには思います。きちんとした形で活動拠点を提供していくというような事業につきましては、それなりの段取りを踏んで行くこと、これが一番確かに分かりやすいものであるというふうには思うわけではございますけれども、何分こういったコロナ禍におきます町のイメージの減衰を防ぐというような意味での緊急措置的な対策という位置づけをさせていただきまして、この事業を必要であるというふうに判断して進めさせていただいているということでございますので、そうい

ったことで御説明のほうはさせていただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） これからもよろしくお願いします。

次、第7条のほうですね、不当な差別的取扱い等の禁止というところで、例えば幸田町でコロナ関連による誹謗中傷などで被害届が出ているかということと、また誹謗中傷はコロナ関連でなくてもあってはならないと思いますが、ほかに例はありますか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 現在、新型コロナウイルス感染症に関します誹謗中傷の相談窓口を総務部防災安全課へ設置しておりますが、相談の実績はございません。また、防災安全課にて、岡崎警察署の警務課のほうに確認をさせていただきました。12月4日現在であります。相談、被害届ともに実績はないとのことであります。そのほか対策本部として把握している事例はございません。別に人権擁護に関する事務を住民課のほうで行っておりますが、今年度に入ってから相談実績はないと聞いております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 分かりました。今、町の中で例えば病院の待合室だとか喫茶店などで、コロナ感染に対するうわさ話やひそひそ話をよく耳にしますけれども、先ほど足立議員もこんなことを申しておりましたけれども、これが拡大すると大きな問題に発展するおそれがあると思います。このような場面に遭遇したらどうしたらいいのかなと私自身思っておりますけれども、このようなひそひそ話だとか、誰かのうわさ話をしていること自体、これは禁止と言っている以上、この方たちは条例違反になるのでしょうか。これは町民の皆様がどこで誰が感染しているのか分からずに、知らずに近づくことが怖いためにそういったひそひそ話などが横行していると思いますが、これはもっと公開することは、先ほど足立議員が言いましたように、もうちょっと情報を流すことができないのかということですが、ちなみに私はあまり大きく公開することには反対ですが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 今言われたうわさ話というのは、よく私も聞くことがございます。第7条の不当な差別的取扱い等の禁止の条文につきましては、社会問題になっている不当な差別的取扱いについて禁止することを条例に明記し、内容を周知することでうわさ話から風評被害へ発展してしまうおそれを抑制する目的がございます。うわさ話や根拠のない情報、または誤った情報の拡大になってしまうのであれば、条例の趣旨に反することとなりまして条例違反というふうに考えられます。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） はい、分かりました。

条例違反ということなんですけれども、先ほどは罰則はない条例ということをお聞きしましたけれども、例えば誰かがこれを違反したことによって、感染者の当事者あるいはその家族などに被害が及んだ場合、その大きさによって罰則があったりなかったりするのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 条例の中で特にこれを定めたかった条文なんですけれども、第7条では、これはしてはならないという禁止規定でございます。例えば努めなければならないというような規定もございます。その場合におきましても、努めなければならないというところを努めてなければ、これは条例違反というふうになります。だから、今回はより強いしてはならない禁止規定、これを守らなければやはり条例違反ということでありまして、ただ、地方自治法の規定の中では、町においても罰則規定を設けることができる規定になっております。その中で全国的にこの条例を制定している市町村が出てきておりますが、罰則規定を規定しているところは一市町村もないということを確認しております。皆様へ自主的な協力を求めることが重要と考えております。もし、誹謗中傷が犯罪になり、または心の病で何かあるとするならば、それはやはり警察関与の中で処分されるべき問題だと思います。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 分かりました。

最後に、先ほど足立議員が申しましたように、当条例の周知徹底をどうするかということなんですけれども、よく私も見ますけれどもタウンメールだけでは、恐らく町全体、町民全員に周知はできないと思いますけれども、条例の目的は住みよい地域づくりにあると思いますので、みんなの目につくところに、例えば病院の待合室だとか、喫茶店だとかに誹謗中傷をやめましょうというようなちゃんと書いたポスターをたくさん貼るとかいうようにして、周知徹底を図ったらどうかと思いますけれども。

これを持ちまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 条例につきまして周知徹底ということでございます。条例案の議決をいただきましたら、条例のほうを広報をしてまいりたいと思います。そのほか広報こうた、ホームページの掲載はもとより、タウンメールでも今現在、誹謗中傷をやめましょうということは流しているところでございます。議案の提出前につきましてパブリックコメントを実施して、広く意見募集を行っておりますので、一定の周知は図れているのかなというふうに思っております。

ポスターの件につきましては、議員からもよい提案を頂きましたので、一人でも多くの方に条例を知っていただけるよう周知に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 7番、廣野房男君の質疑は終わりました。

次に、12番、水野千代子君の質疑を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回の条例制定につきましては、町民の生命健康を保護し、町民生活、地域経済の影響を最小とするための条例制定でございます。その中には、目的、定義、町・町民・事業者の責務等、また不当な差別的取扱い禁止等が明確になっております。本町にも、第3波と言えるような感染拡大があります。その意味からも早い制定が必要かというふうに思っております。

では、1つ目といたしまして、パブリックコメントを行ったというふうに思いますが、どのような形で行ったのか、またその件数、意見等の内容をお聞かせを願いたいと思

ます。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） この条例制定に先駆けまして、パブリックコメントを実施しております。こちらのほうは、幸田町パブリックコメント手続要綱というものが平成20年に定められております。このコメントにつきまして募集期間を令和2年10月23日から11月10日までの19日間と定めまして、意見募集を行っております。この意見募集の結果、意見のほうはございませんでした。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） パブリックコメントを行ったが意見はなかったということでございますが、その意見がなかったということの問題視していかなければいけないのではないかなというふうに思います。本当に今は新型コロナの感染症がこれぐらい拡大しているわけでございます。そのためにこの条例制定をするわけでございますので、その条例制定に向けてのパブリックコメントの意見も何もなかった、ゼロだったということ自体をもう少し私は重く受け止めていただきたいと思いますというふうに思いますし、パブリックコメントをやっているよということをもっとアピールするような、例えばホームページでぼんと大きく出すようなものがあつたらよかつたのかなというふうに思います、その辺について全然なかったという、このことについての担当課としてお考えをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） パブリックコメントは、通常はこれは1か月期間をしっかりと取って事前に広報こうたとか、そういったことをしてから意見募集をしていくということでございますが、今回につきましては先ほどの9月11日でしたか、誹謗中傷の窓口を設置して、まず現場の一番ここでうたいたかつた誹謗中傷、このことについての窓口の中で対応してきました。それを受けて、これは早く条例を制定して、さらにそういった誹謗中傷を皆様をしっかり守っていただくようにということで、この条例を作ろうというきっかけとなったわけでありまして。期間としては、先ほどの19日にとどまってしまうわけですが、やっぱり十分な意見募集の前段階の準備ができなかったということでございます。それは重く受け止めておりますし、今回こういった形で、これはある意味で積極的に町が主体となって、議会様と一緒に主体的に条例を発信していくという立場でございますので、逆にこの条例を今からしっかり周知して守っていただけるように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） いつものパブリックコメントではないよと、それぞれの計画だとか総合計画云々のパブリックコメントではないよという内容は分かりました。しかし、せっかく条例を作っていくわけでございますので、今、部長が言われましたように、次は周知をしっかりやっていくということでございます。周知のほうに力を入れていきたいというふうに私は受け止めたわけでございますが、先ほどの答弁からいいますと、周知の方法はしっかり努めてまいりたいというような、具体性のないような答弁だったかというふうに思います。また、先ほどの廣野議員のほうの周知の仕方の答弁の中には、

ホームページや広報などにもしっかりと周知をしていきたいということでございますが、例えばこれでこの条例が制定された場合には、いつ頃にこのことについてを周知されていくのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 条例の周知については、徹底してやっていきたいというふうに思っております。その周知に当たりましては、まずは、先ほどの繰り返しになりますホームページ、それから広報こうたでは1月号に掲載を予定しているということで準備を今進めているところでございます。それから、庁内の中の連携としまして、やはり先ほどの誹謗中傷の相談窓口である防災安全課、それから人権擁護に関する事務を行っている住民課、昨日まで人権週間ということで庁舎の正面に幕のほうに掲げられていたと思います。いろいろな周知の方法があるかと思っておりますので、これは早期に周知に努められるよう頑張っていきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） まずはホームページ、広報こうたということで言われました。本当にホームページまた広報こうたは小さい文字ですし、ホームページ等はどのぐらいの方々が見てるのかなということも一つ思いますので、やはり、とにかく皆さんがぱっと目について、ああ、幸田町もこうやって早く条例を作ってくれたんだなということを知っていただくためにも、分かる範囲で大きな文字で周知をしていていただきたいと思っております。1月の広報で準備をしているということでございますが、やはり大きな文字で、赤文字等も使ってもいいのかなというふうに思いますし、また住民課とか防災安全課がしっかりと周知をしていくということでございますので、しっかりと周知をして、それぞれの責務を明確にして、差別的取扱い禁止等は絶対いけないんだよということを改めて分かっていただけのような、そういう条例にしていていただきたいし周知もしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） これは町民、住民の皆様の生命に関わることでございますので、しっかりと庁内一丸となって対策本部を持つ健康福祉部が中心となり、しっかりと周知をしてまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時03分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今、コロナの第3波ということで、非常に幸田町でもたくさんの方たちが感染をする、こういう状況になってきている中で、やはりこの条例制定の意義というのは大変大きなものがあるというふうに思うわけでありまして。そこで、この条例

につきましては、町の責務、町民の責務、そして事業者の責務をより明確にしているものでありますが、その中で一つの町の責務としての危機管理についてお伺いしたいと思います。

一つの事例といたしまして、例えば行事をやるときに、本来は事業を計画する、執行する、そういう側におきましては、参加する方の体調管理やあるいは把握、こういう状況をきちんと把握して、そして参加するか参加しないか、その辺のところを明確にする必要があるというふうに思うわけではありますが、一つの事例でツアーを取り組んだところでは、本人の申請で発熱があるというのにもかかわらず見落として出発をしたということで感染がより広がったと、こういうことも大きな問題になったところでもあります。また、幸田町におきまして、最近ありました修学旅行の件でございます。やはり、これは町民の責務、この辺のところにおいても新型コロナウイルスにおけるきちんとしたそうしたコロナの持つ特性やあるいは感染力、この辺のところの十分な理解がないという中で自分は大丈夫だろうと、こういうようなことで安易に参加してしまうと。こういう中で、やはり状況把握とあるいは町民の側のきちんと情報を正確に伝える、町のほうも情報収集と発信をする。この辺のところの危機管理意識がないと感染拡大になってしまうというような事態になってしまいますので、その辺についての危機管理、この辺をどうするのか。とりわけ保育園や小中学校、この点におきましても十分危機管理能力を発揮してもらいたいというのが本心であります。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 新型コロナウイルス感染症対策の本部事務局として健康福祉部が責任をもって努めております。2月以来、対策本部を継続しているところでございます。先ほどの行事執行に当たる取扱いだとか、そういったものは対策本部会議の中で三十数回にも及んでおりますけれども、その中でしっかりと議論をして検討して決めさせていただいているところでございます。

今回、特に町の責務としての危機管理ということでございますが、この条文が1項、2項ということであつたわけしております。

まず、1項の条文でありますけれども、今は非常時であるということでそういう意識を持つということが大事だと思っております。そして、常にこの意識を持つことで将来発生し得る様々な危機をあらかじめ想定をして、有効な対策を策定し、必要に応じて対応していくことができるというふうに考えております。

それから、第2項におきましては、この認識の下に対策本部を継続して、手を緩めることなく緊急経済対策等を取りまとめ、実行に移しているということでございます。

それから、第2項であります、これは情報に関することでございますけれども、このウイルスにつきましては、病気の特徴が分かっていないということでございまして、感染症法上の分類を正式に定めなくて期限付きの指定感染症というような位置づけで対応されてきております。まだまだこのウイルスというものの正体というのはつかめていないということの中で、ウイルスの状況は刻一刻と変化してございまして、直面する状況を鑑みまして、最適な対応をその都度手を打っていく、そういったことが必要でないかな

というふうに考えております。ですので、信頼できる情報というのをどうつかんで、どう整理して、それからどのように発信をしていくか、こういったことはもとより見直される古い情報、こういったものもこのまだ一年たっていませんけれども、古い情報というものをどう削除していくか、削除し切れているのかといったことも注意をしていくべきことだと思います。

さらに、この最後の2項の風評被害の発生の防止、個人情報保護への留意、風評被害の発生の防止、こうしたものについては特に町が定めていきたいという意味で、禁止規定として別に第7条で定めさせていただいているということです。ここに町としての危機管理が示されているということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 条例の中ではいろいろとうたっているかというふうに思うわけがあります。しかしながら、実際にその事態に直面したときにどう動くかと。要するに、フローチャート。これをやっぱりきちっとしないと分からない。その辺を、例えばいろいろな事業において図式化してみる、こういうことによって動くことがどのように動いたらいのかということが分かるのではないかなというふうに思います。ですから、その辺のフローチャート方式で危機管理を徹底するというのも一面必要ではなかろうかなというふうに思うのですが、その辺はどうでしょうか。やはり、保育園やあるいは介護施設、学校関係、その辺においてのいろいろなたくさんの方がいる場合はそうしたフローチャート方式による徹底を進めていくことが重要ではなかろうかなというふうに思うのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、不当な差別的取扱い等の禁止の徹底周知でございますけれども、先ほどから皆さんが強調されておりますので、その辺はきちんと対応してくださるものと思って、先ほどの1件の答弁を伺いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員がおっしゃいましたフローチャート、これはやはり有効な手段であると思っております。毎日毎日情報があふれております。何を基にやっぺいこうかというふうに事務局でも手間取るところでございますけれども、それは事務局の仕事でありますので、それを整理して対策本部会議のほうにしっかり出していくということの中で、それでは、実際に動ける体制づくり、迅速に情報を発信していくにはどうしたらいいかといいますと、やはり議員がおっしゃったフローチャート、こういったものが役立つと思います。事務局としましても、例えば今は感染者が出ておりますので、庁舎内では出ておりませんが、そういった場合のフローチャートであるとか、感染発生時の動き方、こういったものはフローチャート式である程度まとめたものがございますので、また教育委員会部局のほうも別の形で緊急時の対応というのでも相談をされておりますし、そういった中でのフローチャート、こういったものは有効に生かしていきたいというふうに思っております。

それから、不当な差別的取扱い等の禁止の徹底周知でございます。これは、やはり先ほどから何度も言っておりますけれども、一番規定したかった内容でございます。全国的にもインターネットでの誹謗中傷投稿が問題になっておりまして、2010年度と比

較しますと、9年後の今は4倍程度に膨れ上がっているというような、そういった状況も確認しているところでございます。やはり、非難する風土を作らないこと、みんなで乗り越えていこうという風土、こういったものを作ることが大切であるというふうに思っております。そこで、今回守るべき規範として条例を制定しまして、町民の方へ向けて発信する意義、こうしたものは大きいと思っておりますので、先ほどから普及啓発ということでもしっかりという御提案をいただきましたので、正しい知識、間違った知識ではなくて正しい知識をしっかりと整備した上で発信をしていきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第76号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第77号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 1点のみ質問いたします。

附則によれば、この条例は平成8年10月1日から施行する。そして、平成12年5月22日条例30号、この条例は、公布の日から施行するとありますが、既に相見駅もでき、幸田中央公園の整備や三ヶ根駅の整備計画も進めていると町民は思っているのに、幸田町都市施設整備基金条例が改正もされずにきました。この条例の見直しがなぜ今なのか、忘れていたのか、今回の改正で何がどう動くのかお尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 幸田町都市施設整備基金条例の一部改正について、今回の改正に至る経緯を御説明いたします。

昨年度、都市計画課において、幸田中央公園の利便性向上及び機能充実に図るため、公園の再整備計画を策定いたしました。再整備計画の内容については、おおむね10年のスケジュールでカフェの設置及び駐車場整備、その他、園路、ジョギングコース、照明施設、遊具、シェルターも整備などを計画しており、その全体事業費は4億から5億を見込んでおります。今後、計画に基づく整備を円滑に進めるためには、安定的かつ確実な財源の確保が必要となることから、都市施設整備基金を幸田中央公園の再整備等に充てるよう改正をするものであります。

再整備の工事については、今年度から駐車場、カフェのエリアの整備に着手しており、今後、基金を活用しながら順次幸田中央公園の整備を進めていく予定であります。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

以上で、第77号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第78号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第78号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第79号議案の質疑を行います。

9番、足立初雄君の質疑を許します。

○9番（足立初雄君） 今回のPCの導入でありますけれども、小学校1年から4年と中学校2年から3年用ということになります。実は、これは前回9月議会で、小学校5・6

年と中学校1年用の導入を行いました。これをわざわざ2回に分けて行った理由ということが理解できないわけでありますので、説明をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員お尋ねのタブレットを2回に分けて購入をする理由でございますが、議員がおっしゃるように6月議会において承認いただき、9月議会において契約案件の御承認をいただきました。これが小学校5・6年生と中学校1年生の分でございます。私どもといたしましては、早期に全ての学年のタブレットを補正をさせていただきます購入をということを努めておりましたが、残念ながら調整し切ることができず、結果として町全体のバランスを考慮し、2回に分けた購入ということになってしまいました。大変申し訳ございませんでした。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 謝っていただく理由はないと思いますけれども、今回これによかったのかどうだったのかということろはよく分からないところがあります。といいますのは、今回の予算とその契約金額を比較しますと、予算に対して契約金額は72.3%ということであります。非常に低い金額で落札が行われ、契約できたなということを思っているわけであります。当初私たちというか、私は、なかなか切羽詰まってきた段階での入札ということになりますと、落札されるかどうかということも心配をいたしていたわけであります。しかし、結果は安くできちゃったというような感じを受けております。その結果を見ますと、今回の結果でトーテックアメニティ株式会社が東京理化器とは別にかなり取る気でやってきたなというふうにちょっと見えますね。東京理化器も情報を察知したのかなということで、金額を見ますとかなり100円単位まで入れてます。これはかなりシビアな査定を東京理化器はせざるを得なかったという状況で、その辺はちょっと迷うところでもあります。しかし、今回2回目は、1回目の1,680台に対して2回目は2,910台ということで、かなりこの台数が多くなっております。そうしますと、これは今この契約金額で1台当たりを割り出してみますと、1回目が1台当たりが8万1,779円、2回目は7万2,345円とかなり1台当たりの金額が安くなっております。これは全部一括で入札をかけたなら、もっと安くなったかなという思いもいたしております。これはやってみないと分からない状況なのでありますけれども、この辺について当局はどのようにお考えなのか。その辺についても何かありましたらお答えをいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員が御指摘のように、今回、一番札と二番札、この業者の差がかなり逼迫しているというような状況、しっかりと入札をしていただいたなという所管の感想でございます。落札された東京理化器においては、やはりぎりぎりまで企業努力をしていただいて落札をされたんだなというふうな受け止めております。当初は辞退されるのではないかなというような、そういった不安も抱きながらの入札であったのは事実でございます。

今回、1回目と2回目の落札金額1台当たり換算が差があるという部分の御指摘でございます。これは内訳を申しますと、1回目の入札に学習用のソフトウェア等の使用料、

学校ライセンスとして、全児童生徒それから教職員分のライセンス料まで含めた契約でございますので、若干1回目のほうが高くなっているということで、2回目についてはその分がないタブレットのみというような状況であったため落札金額に差があるということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） そういった事情があったということは分かりました。ただ、関係資料を見ますと、主な仕様の中にはそういうことまでうたっていないですね。前回の資料と全く同じ仕様であります。こういった中で業者がどういうふうに見積りをしたか。こういった情報の出し方がひょっとすると不公平があったんじゃないかなということも心配を致すところであります。こういった入札に係る業者に対する仕様については、詳細な資料を作ってください、しっかりとした入札、落札、入札価格を提示していただけるように配慮をお願いしたいというふうに思うところあります。

次に、今後のパソコンを使って授業を行っていただくことになるわけでありまして、GIGAスクール構想につきまして、国は、その79号議案の資料にも書いてありますけれども、要するに多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない学びを学校現場で持続的に実現させることが目的であります。今回、これは早急にはできないんだろけれども、コロナの関係で取り急ぎなされるようなことになってきたわけでありまして、コロナもその一つ。しかし、今まで学校に来れない方たちもたくさん見えた。その人たちも学校に来ている方たちと同じように授業を受けられるような形で最適化される学びが必要であるという趣旨、これをしっかりと忘れないでこれの実施をして、その目標に達していただきたいということをお願いするわけでありまして。頂いた今回多大な経費を要したこのパソコンが宝の持ち腐れにならないように、特に先生方には一生懸命研修をしていただいて、これを使いこなして、生徒たちにしっかりと教授をしていただきますように、教育委員会さんに頑張ってくださいますようお願いをいたして質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、契約の仕様の関係のお話でございます。議会に提出した仕様が前回と今回と同じであるというようなことございまして、業者に対してですけれども、業者に発注する仕様書につきましてはもっと別のもので、何ページもにわたる資料がついているわけございまして、たまたま議会に提出するところでその違いの部分が漏れてしまったというところかと思えます。したがって、入札を行うに当たっては、業者に不利益はなかったと理解しております。

それから、2点目の誰一人取り残すことのない最適化された学びができることを目指してというところに当たっての宝の持ち腐れにならないようにという御指摘でございます。ありがとうございます。新たに取り組むGIGAスクールという、国が前倒しをして、5年間の計画を一気にやってきたというところはあるわけございまして、末端の所管といたしましてはちょっとスピード感に乗っていない部分も若干はあるわけございまして、この春までに機器はそろそろわけございまして。来年度に向けて、まずは先生方の研修をしっかりとやっていかないと授業に使えないという部分がございますので、

まずは先生方の研修をしっかりとやる中で、情報部会等で揉んでいただきながら研修計画を立てて実施していくという中で、授業に順次使えるようにしていただくと。最終目標につきましては、やはり議員が御指摘のように不登校であるような、そういった児童生徒についても同じような環境で学習環境が整うことが望ましいと思いますので、そういった面も含めて検討しながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質疑は終わりました。

次に、1番、田境毅君の質疑を許します。

1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 私からは4点ほど確認をさせていただきます。

GIGAスクールのところですが、前回のその1のときにもいろいろと予備機の話を見せてもらいました。今回もその後に行くということで、予備機の台数等が出されております。これは、やっぱりどういった実態に基づいて計算したかというロジックが正確になっていないと、なかなか精度の高い台数の把握はできないのかなという観点でありまして、想定されるトラブルなんかは今分かっていることからどういった台数になったのかということが、先進的に取り組まれているところの実態を把握することによって取れるのかなとちょっと考えておりまして、そういった面から、1個目ですが故障頻度など、ほかの自治体で取り組まれている中で大体このぐらいの頻度であろうと、パーセンテージだろうということが分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 先進的な取組をしております自治体といたしましては、お隣の岡崎市でございます。岡崎市におきましては、8月末の2学期開始時から、小学6年生、中学生の1年生から3年生に端末を配付をいたしております。おおよそ2万台の端末を配付して授業に取り組んでいるところでございます。

これまでの故障件数としては30件ほど、率にして0.15%というところでございます。故障内容といたしましては、ほぼ画面割れという部分が大半でございます。落下でありますとか、物をその画面の上に落としてしまったとか、そういった事象かと思われまして。小学校6年生から中学校1年生、3年生の要するに上のほうの学年の方たちがこの0.15%というようなパーセンテージで故障というか、事故が起きているという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 0.15%は理解をしました。そうすると、うちで今考えられております今回18台の予備機に対しては多分事が足りるようになるのかなという逆算になるかと思いますが、前回は1,689台のうちで40台の予備機を設定をされております。比率でいくと2.4%。今回は、2,910台に対して18台ですから0.6%という予備機の率だと思います。そういった部分でいきますと、今の0.15という故障率からすれば少しマージンを取って対応可能かなというふうに思いますが、今回は0.6に4分の1に少なくなったわけですが、全体感からしてもこの台数は足りるにしても、どういう計算で精度を上げていくか。要は、これは7年たてば長くても更新をするというのを前回伺っております。7年後に更新をするときに、真新しい使っていないものが残

っているのはちょっとどうなんだろうと考えると、それは最初に精度よく数字をはじけば要らなかったのかなということになりかねませんので、そういった面も含めてある程度の精度を出せる必要台数というのは見ていく必要があるのかなと思っております。1台当たり8万円ということで結構な金額になると思いますので、ぜひその辺の形で、どういう考え方で今回の18台を算出されたかというのを教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） その2として予備機を18台としているところでございますが、これはその1とその2と全体で考えていただきたいと思います。1回目と2回目を合わせて4,324台を購入しているわけでございます。12月1日時点で、来年度の4月1日の予定在校児童生徒数が4,300人ということでございます。したがって、24台を予備機として運用していく予定でございます。先ほど岡崎市が0.15%の事故率だと申しましたが、あくまで高学年での事故率なものですから、下がればやっぱり落下で画面割れというのはもうちょっと頻度が高くなるのではないかなと想定されるわけです。

それから、本町におきまして、この先にまだ児童生徒数が伸びる計画で、他の自治体は減少する傾向でございますけれども、まだ伸びる計画でございます。そういった面から、その次の年にはこの予備機分が児童生徒数の増加分で食われてしまうという、そういったような流れもあるものですから、実は来年度予算においても児童生徒の増加数分ぐらいはまた購入させていただく予算を考えておりますが、そういった面でちょっとまだ児童生徒が安定して、また減少に転じるまではやっぱり予備機を多めに持つておかないと運用ができないのかなと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 予備機の考え方につきましては、私もそういう方向で少し多めに持つておくというのにはありかなと思っています。これは、最初の導入段階では国からの補助が入るということですが、この先に控えている更新のときには多分出ないというのを考えたときに、どこの線引きで要は予算としてもらえなくなっちゃうかと考えると、来年度にはもうもらえなかったりするならば今年度買っておくべきものかなと思いますし、そういったところもいろいろとあることと思いますので、やれるときにしっかり精査された数字に基づいて準備をするということは必要かなと考えております。

それから、今の予備機のところで足りるであろうという話でしたが、とはいえ万が一先ほどの低学年が落下させて壊してしまうということを考えたときに、万が一不足した場合をどういう対応をしていくかということですが、以前確認した中では学校ごとに予備機を分散して配備をして、それをその学校ごとに破損すれば使っていくというような御回答を前回いただいているかと思っております。ただ、台数からすると絶対数が少なかった記憶がありますので、実際にそれが例えばどこか1校で足りなくなっちゃった場合にどういう処置をしていくか、そういったフローですとかトラブルの対処シミュレーションを考えておく必要があるのかなと思ってまして、そういったところの考え方がありましたら、現時点で分かる範囲で教えていただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 前回御説明申し上げたときには、各校に分散配備ということで御説明をさせていただいたかと思えます。ちょっとまだ予備機の運用についても今先生方と協議している最中のごさいますて、一度に1校でそう多くの台数がまとまって壊れるという事象が発生するということは考えにくいのではないかなと思えますので、恐らくこのまま分散配備というような格好になってこようかと思えますが、緊急事態の場合については学校間で融通するなり、そこら辺は教育委員会でコントロールする中で融通できるような体制を整えてまいりたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境君。

○1番（田境 毅君） 承知をしました。これは少し考えますと、今の7年間ぐらい使うと考えたときに、多分最初は破損の話がいろいろ出ると思うのですが、今度はバッテリーが弱くなっていくという話が出るのかなと感じています。今回の議案書にも3.24ワットアワーのバッテリーで最大10時間利用できますと書いてありますが、当然年を追うごとに多分能力が落ちて10時間から徐々に減っていくと思うんですね。そうなったときに授業が1時間目から最後終わるまでの間で、どこかでバッテリーが少なくなってトラブルした場合にも多分予備機に交換するなり何らかをやらないかときが来るんじゃないかなとちょっと心配をしております。そうすると、多分最初の故障件数は低学年がぽこんと落として壊しちゃって山ができると思うんですけど、その後は二次曲線的に多分バッテリーの弱さで使えないものが午後になると出てくるようなことも、長い期間使っちゃうとあるのかなと。これはノートパソコンとかですと多分充電ケーブルをつけたまま使用をするので、多分何年使ってもバッテリーが悪くなくても動くんです。だけど、パットの場だと多分ケーブルなしで持って自席で使うということになると思えますので、やっぱりバッテリーが駆動する全てになるかと思えますので、そうやって考えると明らかに全部の台数をコンセントに差してやるというシチュエーションは教室の中では考えられないと思えますので、ちょっとバッテリーの件も含めてこの先は少し検討する必要はあるかなと思っております。

それから、あと最後にこれは確認ですが、先ほどから少し話もいろいろ出ていますが、コロナがもう第3波の様相を呈しております、かなり混乱している世の中になっております。いま一度確認なのですが、これは最終的にこの台数をしっかりと期日までに納品してもらって運用にこぎつけるということが必要ですので、そういったところで心配がないかということだけ教えてください。

以上で終わります。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員が御指摘のように、導入当初は1日多分授業で使ってももつと思えます。ただ、やはりバッテリーで動かすものですから、充電を繰り返しているうちにだんだんだんだんだ可能な容量が下がっていくという認識は持っております。これも全ての授業でタブレットを使うということが、教科によっては使わないという授業もあるかと思えます。教室内にステーションがございますので、使わない時間帯についてはステーションへみんな保管するというような、自席に保管するのではなくて、そういうふうな対応で途中充電ができるのかなと。給食の時間でありますとか、そういった

時間にも短いですが充電は可能かなと思いますので、万が一足りなくなるということについて、今現状ではもつのではないかなという想定しております。ただ、実際に使ってみないと分からない部分があるものですから、これは後々の課題として考えさせていただきたいと思います。

また、2点目の新型コロナウイルスの感染拡大に伴っての納品遅れという問題でございます。今、第3波のピークぐらいいに来てるように思うわけでございますが、現時点で納入業者に確認しましたところ、予定どおりの納期で対応をできるというふうに言っておりますので、私どもとしては業者の言うことを信頼しつつ、納期内の納入、そして使用ができるというふうに理解しております。

○議長（稲吉照夫君） 1番、田境毅君の質疑は終わりました。

以上で、第79号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第80号議案の質疑を行います。

11番、都築一三君の質疑を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 1点のみ質問をいたします。

幸田町の里地区の区域変更についてでございます。7つの小字が合わせて緑台となるわけでございますが、もとは浜であったような地名も出てきます。なかなか意味のある地名があると思われませんが、反対者はいなかったのか。また、字の区域設定及び変更までのプロセスをお尋ねいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回、幸田深溝里土地区画整理事業の区域は、議員各位御承知のとおり、幸田あけぼの第二幼稚園やスーパーライアルを中心とした約8.73ヘクタールの区域であります。幼稚園の奥、北東の部分は里側の山とデンソーさんがございます芦谷側の山に挟まれた正に沢であり、議員がお気かけられますように、そこには蛸沢、鮑沢、蛤沢、螺沢というような貝々になぞられた個性的な小字名がございます。また、先ほど山というお言葉もございましたけれども、同地区内には大杉山、小杉山というような小字名もございます。

今回、字の区域の設定及び変更につきましては、本年度に入り、事業の施行者でございます幸田深溝里土地区画整理組合におきまして役員会で協議が重ねられた上で、6月24日に字区域変更案説明会が開催されました。そこでは、地元の区長、区長代理、組長及び文化財保護委員までに対しても丁寧な説明がなされ、特に反対もなく承認を得られたとのことでございます。そして、それをおきまして9月24日付で組合理事長名にて町長に対し字区域の変更について依頼がなされ、地方自治法第260条第1項の規定に基づき本定例会に上程、議決をお願いするものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質疑は終わりました。

以上で、第80号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第81号議案の質疑を行います。

4番、鈴木久夫君の質疑を許します。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） では、81号議案の関係であります。ハッピネス・ヒル・幸田の管理運営に当たっているのは、皆さん御承知のとおり幸田文化振興協会であります。私が承知している範囲で申し上げれば、開館当時から今まで長年蓄積をしたノウハウがあるわけで、その中で町民会館や図書館、そしてプール、そういった施設をこれまでしっかり管理運営をされてきたなということを思います。また、文化・芸術など創造性豊かなまちづくりにも大変貢献されて、大分前ではありますけれども総務省からも表彰されており、また他の多くの文化施設関係者からも高い評価を受けているというふうに聞いております。

このハッピネス・ヒル・幸田の管理運営に当たりましては、平成8年1月に幸田町自体が主導して文化振興協会を立ち上げている経過があります。幸田町の外郭団体として位置づけられてきたものでありまして、ここで働く協会職員についても町職員に準じた条件で職員の採用をしてきた経過もあります。平成17年度までは、ハッピネス・ヒル・幸田の管理運営権も町から受けていたわけでありまして、地方自治法の改正によりまして指定管理者制度が創設されて、言ってみればやむを得ず18年度から指定管理者に移行していったと。そして、現在に至っているわけでありまして、私としてはこの経過と実績の両面から見て、今後とも文化振興協会がこれからも継続して管理運営に当たっていくべきと考えております。その視点から質問をさせていただきたいと思っております。

まず、指定管理者の応募業者について、今まで過去どのような状況であったかをお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 過去の応募状況でございます。過去3回の指定管理の応募を行ったわけでございますが、その3回とも全て幸田町文化振興協会の一団体のみとなっております。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） ただいまの答弁で、過去を遡ってもこの協会の一団体の応募であったということの答弁がありました。現実的に言っても、幸田文化振興協会をしていくという、そういう一択というか、そういう選択肢しか現状はないかなと思っております。この指定管理者の指定について、条例上では公募という形がうたわれているわけでありまして、今後はこういった経過からしたら非公募という位置づけにして、いろいろな評価を基に契約更新をされたらどうかと、こんなことを思いますが、いかがですか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回の公募に関しましては、幸田町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、指定管理者の募集をする際には公募を原則とするところでございますが、同条ただし書の中で、施設の設置目的等に沿った適正な管理を図る場合と町長が特別な事情があると認める場合は非公募とすることができるとされています。平成27年5月には、同条例2条のただし書の規定を明文化するために指定管理者の指定に関する方針の中で非公募による指定管理者の指定として9項

目が規定されており、その項目の一つに団体の設立目的と施設の設置目的等が密接な関連性を有し、当該団体の役割と施設の設置目的及び機能が一致する施設について当該団体を指定管理者とすることにより、安定かつ効果的な施設の運営が期待できる場合というような項目がございます。その方針に基づきまして、ハピネス・ヒル・幸田については幸田町文化振興協会がこの規定に該当するため、非公募扱いとして募集をいたした次第でございます。今後もこの方針に基づき、該当するようであれば非公募扱いとしてまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 議案関係資料におきましては、公募である前提だと私は思っておりましたので、非公募としての取扱いの記載もございませんでした。したがって、こんな質問をさせていただきましたけれども、現実には非公募で対応されているということであれば、それを継続して今後もお願いをしたいなど、そういうことを思います。

次に、指定管理期間についてでありますけれども、従来3回は全部5年、今回の提案も5年ということであります。5年というスパン契約で更新をしておられてきたわけですが、指定管理者制度の中で、実はそこで働く協会の職員の方というのは、5年ごとに首を洗っとかないといかんかなという、極端なことを言うとそういう思いで仕事をやられているというのが現状です。自分たちの延命処理が5年ごとにされているわけですが、そういった組織の不安定さといいますか、その先の不安を職員の方は感じておられると私もよく聞いております。要は、職員が腰を落ち着けて協会の業務に専念できるようにするためには、やっぱり5年という契約スパンは私としては短いと思います。一択選定の指定でいく中では、この際10年程度に延ばしていく考えはないでしょうか。また、そうした管理費の限度額の関係も関連するわけですが、そういった設定の仕組みはまた今後次の段階で短期期間ごとの見直しをして、実態に合わせて適切な経費を算定していくという、そういう仕組みを考えていければ、そういった対応をされればどうかなと思います。いかがですか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員が御指摘のとおり、募集の方法につきましては重要な案件でございますので、資料に記載すべき項目でございました。こちらの手落ちで記載することができませんでした。申し訳ございませんでした。次回の議案関係資料においては、この点も注意してまいりたいと思います。

指定管理の期間についてでございますが、ハピネス・ヒル・幸田の指定管理が始まった第1期から5年間の協定を結んでおり、今回上程いたしました令和3年度から令和7年度までの第4期にいたしましても、指定期間を5年間としているところでございます。全国の劇場、音楽堂に対する調査の中で、指定管理制度を導入している834施設のうち5年間としている施設が最も多く74.2%となっております。次に3年間の14.1%、4年間の7.3%となり、7年以上の指定契約については2%と少数派でございます。

幸田町の場合においては、条例及び規則には指定管理の期間に定めはないので、現在5年としている指定期間を10年にすることは現実可能だとは考えております。指定管

理の期間につきましては、平成18年度の指定管理者制度導入時から5年間としており、その理由といたしましては、指定管理者の経営面や住民サービスの安定的供給等を考慮すると、ある程度の期間を設けることが望ましいこと。指定管理が新たな試みとなるので、ある程度の期間が必要。文化施設では、何年も前から準備が必要な自主計画もあり、一定の年限を見ないと効果の是非が問えないものもあるので短期間では難しい。長過ぎれば競争の機会が少なくなり、緩慢となることが心配であるとしていました。しかし、現行の考えでは、ハッピネス・ヒル・幸田の指定管理者は、その施設の運営及び管理をするために設立された幸田町文化振興協会以外には考えることが難しく、また幸田町文化振興協会から5年間の指定で期間を区切られると先々を見据えた事業展開が難しいため、指定期間の長期化を要望されています。他の施設の関係もあるため調整が必要でございますが、指定管理の期間を10年に延ばし、指定管理料については数年毎に協議するという考えは今後検討していきたい案件だと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） ぜひ長期の指定管理契約ができるように、今回は5年ということがありますけれども、次回にはそのようなことを前向きに検討していただきたいなど、そのように思います。

次に、指定管理業務に要する経費の限度額であります。債務負担行為にも載っておりますけれども、今回は5年間総額で19億1,000万円であります。1年にすると3億8,200万で、これまでよりは1年で5,700万円の増額ということになるかと思いますが、この5,700万、今まではあまり増額をしたことの経過はほとんどないという中でこの5,700万増額したその内容をまず説明してください。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回の指定管理につきましては、年額で5,700万増額ということでございます。その内訳といたしましては、2,000万円は文化振興事業の交付金やそれまで町が予算化していた図書館システムのリース料、それらを今回指定管理料の中に組み替えたということがございますので、その部分で2,000万円の増額でございます。残りの3,700万円の主な内訳といたしましては、働き方改革に伴う契約職員の雇用条件の見直しや正規職員の増、委託先の人件費の増に伴う外注費の増、退職積立金の増として人件費で3,340万円、消費税増税の補填といたしまして340万円など、そういった内訳でございます。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 組替え部分を除けば、実質増額というのは3,700万円という答弁でありました。増額のほとんどが人件費に当たるということの説明でありますけれども、この協会職員数は、資料によりますと35名の方が在職されておられます。このうち正規職員というのは現在何人で、またその年齢構成、平均年齢はどんなふうになっているか教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 幸田町文化振興協会の職員35人の内訳でございます。正規職員は8人でございまして、年齢構成が一番上が59歳、下が42歳という高い年齢層で、

平均年齢といたしまして47.3歳というところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 正規職員の方は8名ということで、最高齢は59歳ということでもう定年間際、あと1年で定年ということになりますけれども、そこから下の方でも42歳だということが今分かりまして、平均年齢は47.3歳ということで、平均年齢も大分高いなということが言えます。こうした正規職員が高齢化しているという中で、今非正規職員の方の構成はとにかく、人数でいうと27名見えますね。そうすると、ほぼ8割程度が非正規職員で占められていることが言えると思います。この状況は決して正常ではなく、どちらかというとい異常かなという逆ピラミットの団塊の世代になっちゃっているというようなことで、今後若手の職員の採用というものが協会にとっては大変大切に急務だということではなかろうかと思えます。そのために今非正規職員への仕事といひますか、業務の依存度が大分高くなっているということが言えます。

こういったことは、これは町の財政側の責任もありまして、指定管理経費を随分抑制してきた、そういったつけが今回っているなということとは言わざるを得ません。また、退職積立金なども実は不足をしているということも聞いておりますので、まともな退職金が払えるような仕組みにしていきたいなど。今回の管理経費増額で、今後、協会側にどんな対処、指導をされていくか答弁願います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○総務部長（志賀光浩君） 幸田町文化振興協会の正規職員については40代・50代で構成されているということで、現在、20代・30代の職員がいない状況で、このままでは正規職員の空洞化がますます進んでくるというところでございます。原因といたしましては、議員のおっしゃられたとおり、指定管理経費を抑制してきたことから、幸田町文化振興協会が新規に正規職員を雇用できる余裕がなかったと考えられます。

今回の指定管理料では、令和3年度から5年間の中で正規職員を8人から4人増の12人とすることができるよう増額をいただいているところでございます。また、退職金につきましても、町に準ずる外郭団体でございますので町の基準による支給を見込むと、現在の退職積立金では不足が試算されるというところでございます。そのために今回80万円の増額をいたした次第でございます。指定管理者を導入するメリットとして、町民のアイデアで質の高いサービスが提供できること、経費の節減が図られる可能性が高いことがあります。施設の管理運営業務については、今までのノウハウを生かして限られた経費の中で最大限の効果を発揮するところでありますが、そこで働く人たちの環境は圧縮されるべきではありませんので、人員配置の改善、先々の心配のない環境を整えていきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） ありがとうございます。大変時間はかかるかと思いますが、協会とそこで働く職員の方が安心して働ける環境づくりにこれからも町として努力をしていただくとことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるように、良好な施設の運営には、そこに働く

方々の意欲が大きく関わるかと思えます。意欲を維持し続けるためには、町としては適切な職場環境を維持できる枠を用意することに努めてまいりたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木久夫君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時14分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 指定管理者制度というのは、民間活用という名の下に導入をされてきた一番の目的は、人件費の削減ということでありました。そういう中で、今回は3回目という中で指定管理業務を進めるわけでございますけれども、この5年間の中で何ら問題点はなかったのかということをお聞きをしたいというふうに思うわけでありまして。今の指定管理業務の中で、とてもこの指定管理料の中では運営ができないとして1,000万円を追加されてきた、こういう経過もあるわけでございます。そういう中で、新たにまた指定管理を結ぶに当たって、中間的に報告等も出されてきたわけでございますけれども、今回はそれが出されなかった。これは甚だ問題でありますし、やはりきちんとそうした中間での見直しや報告、こういうこともやっていただきたいというのがまず1点であります。

それから、指定管理料につきましても、先ほど言いましたように、前回は金額が不足をするという事態に陥ったということで、見積りについて適正かということを伺うわけでございますが、先ほどの答弁の中で人件費もきちんと見積り、そして退職金の場合も見込んだよということでございまして、また正規も4人増えると、こういうような中で人件費抑制というこの点からすれば、若干前進をしたのかなというふうに思うわけでありまして、これについてお尋ねしたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、この5年間の指定管理業務の中で問題点はなかったかというところでございます。

現在、ハッピネス・ヒル・幸田の指定管理は、幸田町文化振興協会と平成28年度から令和2年までの5年間の協定を結んでいるところでございます。今年度が最終年度であることから、過去4年間の指定管理における管理運営業務を20項目から評価したところでございます。その結果といたしまして、評価Bランクという期待をやや上回るというような評価がなされております。そういったことから、幸田町文化振興協会の業務は評価が高いのではないかなというところで認識しているところでございます。

前回議員が御指摘の、最終年度には評価を11月の総務教育委員協議会に提出し御説明をさせていただいたというところではございましたが、今回においては報告がなされなかったというところではございまして、大変申し訳ございませんでした。今後このようなことのないようにしっかりと対応してまいりたいと考えております。

この評価については、11月10日に開催いたしました幸田町指定管理者選定委員会の中でも説明させていただきながら、選定委員からは、幸田町文化振興協会の管理業務において評価する意見はございました。強いて問題点を挙げるならば、先ほどの鈴木議員の質問にもございましたように、正規職員が8人と少ないという中で、そういったところの人員不足部分が問題になるのかなというふうに考えている次第でございます。

次に、指定管理料の見積りが適正かという部分でございます。先ほどの鈴木議員の質問の中でも増額分の答弁をさせていただきました。増額分の2,000万円分については、これまで1,000万円の追加がなされたその部分とシステムのリース料、この部分がございましたので、今回は指定管理料の中に組み込まさせていただいて、その分を増額したと。あとは職員の人件費相当分に当たる部分が増額となっているという次第でございます。要するに人件費の改善が今回は中心となっているというところで御理解願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 公の施設における職員のワーキングプアを生み出す一つにもなるわけでございます。ですから、そうした点におきましてこうした改善点がなされるということは、正当な評価をしてきたということにつながるかというふうに思うわけでありませう。

それから、先ほど鈴木議員からあったわけですが、5年を10年にすると、こういうことでもございますけれども、スパンを長くすれば長くするほど、これは人件費との関係も出てくるかというふうに思うわけでもございますが、そうした点で例えば先ほどは10年というようなことも言われたわけですが、途中での見直しといいますか、そういうものも視野に入れた中でのことをやっていかないと、かなり長期的になるとこの情勢も変わります。そういうこともあるわけですね。ましてや幸田町の町民会館におきましては、貸館事業にはあまり値しないという、ちょうどやむやの規模でございます。ですから、そうした点におきまして、担当する文化振興協会の熱意をそぐような形になってはならないというふうに思いますし、その点について長期にするならば中間見直しをするとか、例えば幸田町の財政計画の中でも3年ごとにローリングするわけでもございますので、やはりそうした弊害をなくしていくということでも、その辺をきちんと定めるべきではなからうかなというふうに思いました。その点についてもこの期間についてお答えいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、1点目のワーキングプアの問題でございます。この問題につきましても、非正規職員の処遇を改善するという意味で、今回大幅に増額をするというような対応を取らせていただいておりますので、町職員に準ずるような形での改正ということで御理解願いたいと思います。

それから、図書館が指定管理になじまないというような部分でもございますが、私どもとしては、この図書館について今指定管理業務をすることですごく町民に対していいサービスが提供できていると考えております。職員の意識も高く、継続してこの業務をすることによってよりよいサービスが提供できるというような形で、これも継続して指定

管理が望ましいのではないかと考える中で、指定管理の期間という問題でございます。先ほどの鈴木議員の御質問にもございましたように、5年ではなく10年ではどうかという問題。やはり、長期にわたりますと、総額を債務負担でお願いするわけでございますので、この債務負担の金額をどう見るかとか、様々な問題点があるかと思えます。そういった面で中間見直しをするなど、そういったことも一つの解決策かと思えます。これにつきましては、なるべく安定して幸田町文化振興協会がこの業務に当たられるような策をしっかりと検討してまいりたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第81号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第82号議案の質疑を行います。

15番、丸山千代子君の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） これは、幸田町高齢者生きがいセンターと高齢者ふれあいプラザ、この2つの施設をシルバー人材センターに指定管理者として行うものでございますけれども、この件につきましても5年間の指定管理業務での問題点、これについてはどう評価されたのかお聞きしたいということでございます。

現在、シルバー人材センターにおきましては、やはり会員募集ということでなかなか人材が集まらないという中で苦慮をされているわけでございますけれども、そうした点におきまして、この点のシルバー人材センターにおいての問題点、これについてお尋ねしたいと思います。また指定管理料、これにつきましても、どのような見積りでアップされたのかどうされたのかということで、見積りについてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） まず、初めに、先ほど中間報告についてされていなかったということでおわび申し上げます。今回は4回目の指定管理という形になるんですけれども、例年はこの議会の前の協議会のほうにお諮りしていたということでございまして、今後は必ず5年目となる年の12月議会開催前には協議会のほうに報告をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、この5年間の問題はなかったかということで、評価についてでございます。

幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザは、指定期間を平成28年4月1日から令和3年3月31日としまして、5年間の指定管理契約を公益社団法人幸田町シルバー人材センターと締結をしているものでございます。今年度、最終年度を迎えるに当たりまして、過去4年間の両施設に対する管理運営業務を評価するため、基礎的な業務に関すること、利用者サービスに関すること、収支状況に関することにこの3つの管理運営業務シート全20評価項目ございますが、これによって現地調査及びヒアリングを福祉課のほうで実施いたしました。その結果につきましては、上位から2番目の評価ランクである評価ランクB、期待をやや上回るという結果になっておりましたので、あくまでCが標準的な基準となっております。総合的な評価については、期待を上回るよい結果になったということをお報告申し上げます。

本案件につきましては、10月21日に幸田町指定管理者選定委員会、こちらのほう

を開催しておりますが、選定委員の方からも管理業務につきまして質問が幾つか出されましたが、特に問題はございませんでした。

それから、会員募集の件でございます。これが令和2年度、今年度の目標数値が400人ということで取り組まれておられるということですが、令和元年度末では373人ということで、令和元年度のときには、対前年度と比べて19人の増ということで増えていたわけでございます。それで、また令和2年度の目標を400人とさらに会員を増やしていこうという、そういう心構えで取り組まれているということでございます。ただ、やはり問題点もございまして、高齢者の65歳までの雇用の義務化、再雇用制度などの定着によりまして、60歳代前半の入会者は減少の傾向というふうに聞いてございます。男女の比率が6対4、平均年齢が74歳、80歳以上が47人ということで、このあたりが問題点であるのかなというふうに思っています。こちらの指定管理者さんのほうも、会員数の増ということで毎年毎年そういう目標を持って取り組まれておられるということでございます。

それから、指定管理料の見積りでございます。こちらにつきましては、令和3年度から令和7年度までの新しく5年間のこの総額4,422万円となっておりますが、その内訳としましては、高齢者生きがいセンター分が2,651万円、高齢者ふれあいプラザ分が1,771万円であります。現在の指定管理料でございます。28年度から令和2年度までの5年間の総額は3,970万円です。内訳としまして、高齢者生きがいセンター分が2,440万円、高齢者ふれあいプラザ分が1,530万円となります。単年度ベースでは、高齢者生きがいセンターが42万2,000円の増加、高齢者ふれあいプラザが48万2,000円の増加でございまして、2施設合わせての5年総額は452万円増加ということになっております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） そうしますと、452万円の増加分のこの内容というのはどのようなものを見込まれたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 増加の452万円の内訳でございます。高齢者生きがいセンターでは、最低賃金改定によります会員の支払い配分金の増加、消費税及び委託料のアップを見込みました設備保守点検料の増加、それからデマンド監視情報配信費及び資源ごみ処理費の新規計上、租税公課等でございます。特にこの中で支払い配分金、こちらのほうが増加しているということでございます。これは過去の平成28年度から令和2年度現在まで至る間に106円程度上昇しているため、今後5年間で60円上昇を見込む、細かく申しますとそういう形で見積っておられます。それから、委託料がその次にこの分が23万9,000円の増ということでございます。この内容につきましては、先ほどのデマンド監視情報配信費、資源ごみ処理代、消費税及び設備保守点検料の増ということでございます。

それから、高齢者ふれあいプラザ分につきましては、こちらも最低賃金改定による会員の支払い配分金の増加、消費税及び委託料のアップを見込んだ設備保守点検料の増加、それからコロナ対策としまして、湯茶サービスを各自で行ってもらうためのサーバーの

購入ということで、こちらのほうを見込んでいる理由でございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第82号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第83号議案の質疑を行います。

5番、伊澤伸一君の質疑を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） まず、私からは企画費の200万円の委託料の補正についてお伺いをいたします。

東三河の3町村と広域推進協議会の設立を目指して相互交流を行っていくと。そのための委託料だということでガイドブックの作成とのことでもあります。この事業は、幸田町が200万円負担をするのは分かりました。ほかの3町村の負担額をそれぞれ教えていただいて、事業の総額が幾らなのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今回、補正予算におきましてお願いしております三河町村広域交流事業の委託に関しますことございまして、これにつきましては、設楽町・東栄町・豊根村の2町1村と幸田町におきます広域交流推進協議会の設立を目指していきたいというものにつきましてのものと、それから、あとそれを推進していくためのガイドブックの作成というものを進めていくというものでございます。

そして今回は、この協議会の設立に関しましては特に予算を設けていくものではないということでございますので、こちらについての予算はありませんので、ほかの市町が予算を特にこれについて現在のところ計上しているものではないということでございます。そして、この200万につきましては、交流事業の機運を高めることにつなげるために先行して予算を確保いたしまして、幸田町民のためのガイドブックを作成するというにすものでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 機運を高めるためと言われたわけでありますけれども、幸田町だけ盛り上がって協議会ができるんですかね。一緒にやるなら同じ歩調で合わせていかんと、僕はやっぱりおかしいんじゃないかなという気がするわけでありますけど。今回この200万円を幸田だけが提案をされたということで、この後ほかの町村でお金を拠出して一緒にやられていく、そういうふうな大枠ぐらゐの取決めとか、そういうのは出来上がっているのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 現在のところ、協議会を作っていこうということの大筋の合意というものは、この3町1村の首長の方々の中で意思統一といいますか、合意のほうはなされているところございまして、それに向かって協議会を作っていきたいと思います、そういったところでの今は合意ができているところでございます。そして、その中で今後どのようにこのものを取り組んでいくかということにつきましては、基本的には協議会の中の決定事項の中で各町村が歩調を合わせてやっていくものだというふうにご覧いただいているところではございます。ですので、今回のこの補正予算を町が先行して

持っていくということにつきましては、これは幸田町の思いの中で町民に対してこの事業を進めていきたいということで作っていくということでございますので、今後の協議会を進める中で、また一緒にやっていくものについては予算を抛出し合っていていきたいというふうに思うところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 思いは同じで、目的も同じで、それにかかる費用も応分の負担を出し合う、それが正しいやり方だというふうに思います。

この200万円で作られるガイドブック、部数、配布先、内容等についてお答えください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 幸田町民の方々に東三河への町村へ外出していただくためのきっかけづくりとなるガイドブックの作成ということでございます。東三河の町村が持たれてます豊かな自然ですとか、伝統文化、観光、イベントのほか、幸田町とのつながり、こういったものもひも解いていきながら、文化の違いなども調べて、こういったものを作成していければいいかなというふうに思っているところでございます。特に詳しいまだ仕様のほうが固まっているわけではありませんが、おおむね30ページ程度の編集のものでいきまして、各機関を通じて広く住民のほうへ配布していくために1万部程度の印刷を最終的には予定をしていきたいなというふうに思っております。そして、今年度におきましては、取材ですとかデザイン、こういったようなものを行っていきながら、そして、そのできたものにさらに次年度政策的に付加を加えていきながら、次年度に入って最終的な完成品のものを印刷製本で作成していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今、お伺いした内容ですと、どうも内容は幸田町の人が見ても分かりきった内容というか、幸田町の内容はほとんど載ってこない内容のような気がするんですね。どっちかといえば東三河3町村の観光ガイド、幸田町さん、町民の皆さん、東三河にはこんないいところがありますよ、花祭の里ですよと、温泉もありますというのをどんどん行ってくださいと。こういうことをやって受けるメリットは、どちらがメリットがあるわけですか。普通そういうものは、来てほしいところがお金をかけて作るもののような気がするんですけれども。違いますかね。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 伊澤議員が言われたとおりでございます。幸田町民の方々に東三河の観光地へ行っていただいて、コロナが解消したとき、解消しないかもしれませんが、今は三ヶ根のスタンプラリーが結構好評でございまして、もうちょっと町民の方々に東三河の北設の町村の魅力をパンフレットを作って、あまり県外へ行かなくて、コロナ禍の中でもありますので、何とか割引だとかそういうことをしながら4月以降に、今伊澤議員がおっしゃるとおりです、幸田町の町民に東三河のよさを見ていただいて、行っていただきたいようなキャンペーンを打つ、それを何らかの形で支援していきたいなと思っております。G o T oキャンペーンの短い版であります。

今回こういうことをやろうと思ったのは、実は幸田町が西三河の9市1町というところで一つの町になりました。かつては幡豆郡そして額田郡の中で西三河の幸田町は幡豆町、吉良町、そして額田町が全部合併しました。今回選挙区が東三河のほうにまさかの関係で移されてしまいました。今、本当に私たちの町は、西三河の市からはあまりお付き合いはほとんどなくなりました。今後、東三河の中で位置づけである、本当に私は行政をやっておりまして、もちろん選挙区の絡みではとてもいろいろな動きが多いわけですが、大変西三河の幸田町が選挙区の14区の中でほとんど交流の機会を設けさせていただけないなということをしみじみと感じております。いろいろな事務協議会でも、東三河の現在あります2町1村3市が固まっておられまして、幸田町はなかなか入り込めないんですけど、やっとならぶように蒲郡と幸田町とかそういうことでちょっと交流の機会が増えましたけれども、私はぜひ今のうちに、これは北設の設楽町長さんと東栄町長さんとそして豊根村さんとは、首長さん同士ではある程度合意しているんですけども、何とかこれから三河の町村が一緒になっていくきっかけづくりを幸田町のほうから仕掛けてくれたら、何らかの形でまた協力したいということは言っていたんですけど、実は幸田町にとっても、リニア新幹線ができたときに飯田から入ってきたときの東三河の活用、そして今の新東名ができたことによって本当に近く行けるようになりました。その広域的な交通網をうまく使いながら、この機会に東三河の方々と交流の機会を作るために、まずこの予算を御理解いただいて、まず東三河の魅力をつくるパンフレットを作って、まだコロナが解消しないので、今はコロナで本当に皆さん方外に広く移動することはできません。三ヶ根のスタンプラリーはやっとできましたけれども、近場でG o T oキャンペーンのようなところをしっかりと皆さんによさを言っていたくような展開を令和3年度以降も打っていきたいと思っております。そのためにまずは幸田町が投資して、そちらのほうに向けていくような仕組みを作って、特に東三河は先ほど伊澤議員が言われましたように、花祭だとかいろいろな文化、自然、よいところがたくさんあります。そういうところをうまく利用したいなという考え方で今回取組を始めたものであるということで、奥三河の方々の負担金については、その後新年度予算の中で交流協議会ができたからお互いにさせていただく機会、もちろんまずは僕はこちらから奥三河に町民の方々に何らかの形で支援を助成をしながら行っていただくような、G o T oキャンペーンの短い版というのがあるんですけども、そういったような資料をまず作っていききたいなというのが、私のまずは本心であります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） これは新型コロナ関連ということで言われているわけですが、町長の長期的なリニアそれから南信道等の整備、広域的・長期的な視点もお話になったわけですが、どうもコロナウイルスとの関連が本当にちょっといまいちよく分からない。それと、こういうことをやるのは、取りあえず幸田が200万円使って、向こうは私たちの町民が多く行けるように、コロナでみんなくたびれて閉塞感があるので東三河の山の風景で癒していただきましょうということで行っていただく。そういうのが本当にコロナ対策になるのかなというそもそもの気もいたします。それと、私どもは1郡1町になって、町村での付き合いは西三河の中ではなくなった。確かにそ

のとおりでありまして、じゃあ、今幸田町が目指しているのは人口5万に近づくようなまちづくりをしているわけですし、そういう意味では、三河の中で人口増加を目指す町、それから過疎がどんどん進んでいく中山間地、過疎地ですかね、そういうところとの交流、どうもいまいよく分かりません。分かりませんが、取りあえずおやりになるということであるなら、これは本当にしっかりとした成果目標、これを分かりやすく説明していただかないと、コロナウイルスが蔓延してるから東三河へみんな行ってくださいよと、ガイドブック作りましたので、どんどん行ってあげてくださいと。こういう説明がしっかり理論づけて町民に納得していただけるシステムにしていけないといかんじゃないかなという気がいたします。

それと、この関係では、担当課が人事秘書課も入っているわけですがけれども、これは人事秘書課というのはどういう役割を果たしておられるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、議員のほうから御指摘をいただいた件につきましては、今回の第4次の緊急経済対策の中にも位置づけさせていただいていると、この理由を確かしっかりと町民の方にも訴えかけていかなければ、どういったことなのか、そして最終的にはこれらは町民の方のための施策であるというところでございますので、今現在の理由におかれましては、コロナ禍で経済も人の流れも停滞しているものの中をお互いに町村間で補い合って活力ある町を作っていきたいと思いますという、こういったような形のことが確かに狙いではあるわけでありまして、予算を頂いて行っていく事業であるということでありまして、そのものの成果ですね。作ったものの成果、そして、また協議会を通してやっていくもの、こういったものを明確にしていかなければならないということにつきましては思っているところでございます。今後、具体的な指標になるようなものというふうになりますと、交流した例えば協議会で行っていく事業はどういったものを作っていくのかとか、あるいはそこに対してどのぐらいの人に参加していただくことができたのかとか、あるいは参加する人の意識がどのように変わっていくのかとか、いろいろ図るべき指標というものはあるのかなというふうに思っておりますので、それをうちもそうですし、参加の町村の間で共有しながら、この事業を成果あるものにしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 私も今おっしゃるとおりの展開ももちろんわきまえております。そして、今回はやっぱりコロナ禍で一極集中だとか大都市部、今まで私たちは人口密集地で生産性・効率性をすごいことを上げていくことが一番世の中の反映に役立つんだと思いを込めておりました。でも、やっぱりコロナ禍で多様化ということで、自然だとかいろいろなところの過疎のような町も含めて、やっぱり存在感、そして自然、川、そしてダム、様々な形で恩恵を受けているということが、SDGsの関係もそうですけど分かってまいりました。

今回、人事とかいうところが入っているというのは、あくまでも2町1村さんの首長さんにお話をしたときに、やっぱり交流の最初のきっかけ作りはそれぞれ首長さんたち

のところにあります秘書の機能のところが一番窓口だと言われましたので、人事秘書等々を通じてまず話合いをしていくということはある程度2町1村さんのほうからも指示をいただいたので、まずはそちらの担当の課との交流協議会の仕組みを作っておいて、それで次は観光パンフレットみたいになるかもしれませんが、それはまた違う部局のお付き合いになっていくということで、人事がどうして入っているかという、そういう意味であります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 下作業というか、そういう調整、コーディネートを行っていくことだというなら分からなくてもいいです。

この予算についても補正予算で上げられました。この地方公共団体の予算は1年分の歳入歳出、これは全て見積って歳入歳出に計上していかないかん、そういうふうに総計予算で定められているわけでありまして。今回、これは補正予算で上げてこられた。補正予算とか、後からもちょっと触れますけれども予備費の充用、これはどういう場合に行っていくのか。今回予備費を充用されたコロナ関連事業もあるわけでありましてけれども、そこら辺がなぜ予備費を充用してやらなければならないのかというのであります。補正予算で間に合った部分もあったんじゃないかなと。これは何でこういうことを言うかといいますと、補正予算で上がってくれば議会の当然チェックがかかります。予備費は結果でしか我々は判断することができません。だから、私とすれば時間があるならできるだけ補正予算で対応していく、それが筋だというふうに思っているわけですが、ちょっと見解をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 先ほど廣野議員さんから言われましたように、駅前の空き家活用事業のことだと思われまして。違っていたらまた修正をさせていただきます。

実は、さきのお話にもありましたように、私も普通だったら町が施行している土地区画整理事業の中で起きている幸田駅前の1丁目1番地であります。誰が見ても、幸田駅を出たときに空き部屋状態、前はデンさんにしっかりやっていただきました。基本的には区画整理はまだ継続中でありまして、Aブロック、Bブロック共に、私も着任して以来Bブロックは特にまだ何もできていない。もちろん地主さんと調整しております。そして、Aブロックも駅前銀座は大変うまくできていると思っておりますけれども、コロナになってしましまして、先ほどちょっとお話がありましたように、実は先ほど言いました、お店の方が4月には何とか、町長さん、もう一度進出してやり直したいという話を聞いておまして、私も安心しておりました。空いてた状態でも契約上、これはちょっと間違っていたら建設部長に訂正してもらいますけれども、この秋ぐらいまではまだ空き店舗でも前の方と賃借料ですかね、これはちゃんと入っていたそうです。ところが、この秋の9月・10月になりますと、結局最終的にコロナでもう再営業ができないということをおかれまして、私にとっても区画整理の理事長さんというか、駅前のAブロックを運営されている方とも話合いをしまして、この事業を何とか空き家を活用したいということをお私に言ってマッチングをしまして、何とかすぐにでも今空き家をうまく活用することによって、先ほど企画部長が福祉的な配慮の団体と言いましたけれども、やっぱりフ

ードロスだとか、子ども食堂だとか、様々なアンテナショップだとか、そういった取組を今すぐにでももうやっつけていこうと。町にとっては一番皆さんの目につく駅前銀座の空き家状態を何とかしたいなということで、私もそれなりにデザインするような仕組みをもって取り組みたいと思っております。それで、本来ならば、やはりおっしゃるとおり補正予算をかけて、それからスタートする、これも本当に一理あると思います。しかしながら、やはりもう既に契約が終わって、本当に区画整理のほうも家賃が全然補償されていない。この原因はコロナでもあるということで、私どもは、ただ空きっぱなしでその空き賃をお支払いする、これは全然意味がないということで、そこに利活用の事業を何とか早めに取り組むことによって、幸田町ならではのアンテナショップ事業的なものをそこにデザインして取り組んでいきたいということでもあります。予算執行上、予備費というような形で一部執行しておりますが、早くやっつけていかないと全中が修復不可能のような状態のほとんどのものが全部汚いといいますか、修繕しなくてはなりません。早く仕掛けることによって、早く駅前のAブロックの空き家状態を何らかの形でリフォームしていくというようなことを、町ならではの再活用ということで仕組みが取りたいということで予備費の利用というような形で執行させているというのが私の説明であります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 町長のお考えは分かりました。ではありますけれども、今回のこの事業については、町の資料によりますと営みを支援するになっているわけでありまして。店舗の支援ということであるなら、店舗として活用できるように今までやってこられた方が例えば持続化給付金でつなぐとか、それとか町においても制度融資の信用保証料を大幅に上げる、そういう支援策も取っているわけですので、まずはあの場所であるなら、大抵駅前に行くとか気楽に食えるとか、そういう店があると思うんですね。それをわざわざそういう活用の利用を探る間もなく、何で予備費なのと言ったら、契約が終わって賃借料が入らんからということでは、例えばこれが民間の不動産業者の物件だとしたら不動産業者の支援であって、商業の支援にはならない気がするんですね。これ以上言っていくとあれですので、お答えは結構です。私が何でこだわるかということ、こういうことをやっていく上において、お尋ねしたいことがいっぱいあるわけです。ああいうものを借りたことがありません。どういう契約になっているのか、もし事故があった場合はどういうふうなリスクが、誰が持つのか、そういうようなことが本当は我々は聞いていかないといかんと思うんですね。それから、そこら辺のそういう機会が得られなかったということでちょっと残念だなと思っておりますので、よろしくお願いがしたいということで。今の件につきましては、もうこれ以上のお答えは結構でございます。

もう1点、通告させていただいております、55款10項10目学校管理費で、社会保険料の補正の額が報酬に比べて異常に多いわけでありまして、これは新型コロナ感染症に伴う職員体制の充実等に伴うものかどうか、それをお尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 大変申し訳ございませんが、1つだけお願いします。

私は、持続化交付金だとか、様々な空き家はそれで確かにやっていただければ結構で

すけど、1つだけ。私は、やっぱり区画整理事業に対しての支援というものを、六栗もありますし、まだ深溝もありますし、そして幸田ですね。幸田は町施工であります。そういう事業地内において、だからこそ何らかの形で手をこまねているわけにはいかないということで、ピンチはチャンスだなと思って仕掛けたわけですが、今言われたように、空き家活用の利活用は誰もまだ手を出してないので様々な問題がこれから発生するかもしれませんけれども、やっぱり説明をしながら、地元の方とタイアップしながら、そしてまた役所のいろいろな各部局とも調整しながら何とか蘇らせたいということで、区画整理地内ということで何とかそういった区画整理事業地内にもコロナ禍でも支援がしたかったということも一言あったということで、無駄な答弁かもしれませんが説明させていただきました。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員お尋ねの社会保険料の補正額が報酬に比べて多いという部分でございます。この件につきましては、まずはコロナ対策ということで新型コロナウイルス感染症の影響に伴う小中学校の臨時休業が5月いっぱいまでございました。その遅れを取り戻すために7月・8月の夏休み期間中に勤務をいただいたと。その分の授業をやっていただいた報酬と社会保険料がまずございます。なぜ多いかと申しますと、当初予算編成におきまして、小学校で介助職員と公務員分、中学校で介助補助職員分の社会保険料の計上漏れがございました。その分も今回合わせて補正をさせていただいております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 計上漏れがあったということで、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、総計予算主義でありますので、年度当初に分かっていること、確実に支払いが必要なものについてはきっちり見積っていただくようにしていただきたいと思っております。

それから町長、駅前の区画整理は町施工でやっております。六栗等の区画整理との企画もされたわけですが、あそこに約2.3ヘクタールだったか、2.4ヘクタールだったかな、それぐらいかと思っておりますが、そこに町費で28億だったか大きな投資がされております。それだけの投資をされたなら、それぐらい頑張ってください。その頑張りの姿勢がないと、行政がすぐ助けてあげるよといったら、あそこは永久にBブロックのほうですか、あちらのほうは何もできない空き地のままになっちゃうような、そんなような気もいたしますので、どうかそこら辺のところも踏まえて、よろしく願いがしたいと思っております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 大変申し訳ございませんでした。当初予算編成においては漏れないように、改めて点検する中で予算計上してまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質疑は終わりました。

ここで、お諮りします。

本日の日程はここまでとし、第83号議案以降の質疑は、12月14日月曜日に繰り延べたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、第83号議案以降の質疑は、12月14日月曜日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会といたします。

次回は12月14日月曜日、9時から会議を開きますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

本日は長時間御苦労さまでした。

散会 午後 4時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和2年12月11日

議 長

議 員

議 員